

さんこうしりょう
参考資料

I 京都府における障害者の状況

1 障害者手帳の交付者数

(1) 身体障害者

(人)

	平成27年度末			平成28年度末		
	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上
視覚障害	10,063	59	10,004	9,890	62	9,828
聴覚平衡機能障害	12,484	253	12,231	12,334	237	12,097
音声言語機能障害	1,734	11	1,723	1,713	12	1,701
肢体不自由	75,619	907	74,712	74,578	881	73,697
内部障害	45,441	325	45,116	45,762	338	45,424
計	145,341	1,555	143,786	144,277	1,530	142,747
上記の内、 重度者(1, 2級)	60,406 41.6 ばーせんと %			59,957 41.6 ばーせんと %		

(2) 知的障害者

(人)

	平成27年度末			平成28年度末		
	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上
A判定	9,306	1,671	7,635	9,507	1,656	7,851
B判定	15,835	5,810	10,025	16,593	6,170	10,423
計	25,141	7,481	17,660	26,100	7,826	18,274
A判定比率	37.0 ばーせんと %	22.3 ばーせんと %	43.2 ばーせんと %	36.4 ばーせんと %	21.2 ばーせんと %	43.0 ばーせんと %

(3) 精神障害者

	平成27年度末	平成28年度末
1級	1,844	1,932
2級	10,186	11,006
3級	6,465	7,274
計	18,495	20,212

2 障害者の雇用状況等

(1) 障害者雇用率

(資料：京都労働局)

	京都府			全国		
	企業数	実雇用率	達成企業の割合	企業数	実雇用率	達成企業の割合
		(%)	(%)		(%)	(%)
平成28年	1,714	2.02	50.6	89,359	1.92	48.8
平成27年	1,680	1.97	49.7	87,935	1.88	47.2

(2) 民間企業における産業別実雇用率

(%)

	京都府		全国	
	平成27年	平成28年	平成27年	平成28年
農林漁業	1.22	1.53	2.19	2.14
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	1.86	1.84
建設業	1.44	1.56	1.69	1.72
製造業	1.92	1.96	1.95	1.98

でんき がす ねつきょうきゅう わいどうぎょう 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	2.01	2.05
じょうほうつうしんぎょう 情報通信業	1.42	1.45	1.59	1.63
うんゆぎょう ゆうびんぎょう 運輸業・郵便業	2.80	2.87	1.94	2.00
おろしうりぎょう こうりぎょう 卸売業・小売業	1.55	1.67	1.68	1.74
きんゆうぎょう ほけんぎょう 金融業・保険業	1.94	1.94	1.91	1.94
ふどうさんぎょう ぶつびんちんたいぎょう 不動産業・物品賃貸業	2.27	2.32	1.56	1.61
がくじゆけんきやう せんもん ぎゆつさーびすぎょう 学術研究・専門・技術サービス業	1.37	1.36	1.70	1.70
しゆくはくぎょう いんしょくさーびすぎょう 宿泊業・飲食サービス業	1.32	1.23	1.78	1.83
せいかつかんれんさーびすぎょう ざらくぎょう 生活関連サービス業・娯楽業	2.27	2.15	2.04	2.11
きやういく がくしゆしえんぎょう 教育・学習支援業	1.68	1.89	1.52	1.56
いりやう ふくし 医療・福祉	2.59	2.55	2.30	2.43
ふくごうさーびすぎょう 複合サービス業	2.09	2.35	1.75	1.82
さーびすぎょう サービス業	2.20	2.23	1.89	1.91
ぜんたい 全体	1.97	2.02	1.88	1.92

(3) 民間企業における企業規模別実雇用率 (%)

	きやうとふ 京都府		ぜんこく 全国	
	へいせい ねん 平成27年	へいせい ねん 平成28年	へいせい ねん 平成27年	へいせい ねん 平成28年
50～99人	1.73	1.82	1.49	1.55
100～299人	1.90	1.96	1.68	1.74
300～499人	1.88	1.93	1.79	1.82
500～999人	2.00	1.97	1.89	1.93
1,000人以上	2.13	2.16	2.09	2.12

ぜんたい 全体	1.97	2.02	1.88	1.92
------------	------	------	------	------

しょうがいしゃそうごうしえんほうおよ くにきほんししん
障害者総合支援法及び国基本指針

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ へいせいじゅうななねんほうりつだい
◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

ひやくにじゅうさんごう しょう
百二十三号）（抄）

とどうふけんしょうがいふくしけいかく
（都道府県障害福祉計画）

だいはちじゅうきゅうじょう とどうふけん きほんししん そく しちょうそんしょうがいふくしけいかく たっせい し
第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、

かくしちょうそん つう こういきてき けんち しょうがいふくしきさーびす ていきょうたいせい かくほ た
各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この

ほうりつ もと ぎょうむ えんかつ じっし かん けいかく い か とどうふけんしょうがいふくしけいかく
法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）

さだ
を定めるものとする。

とどうふけんしょうがいふくしけいかく つぎ かなか じこう さだ
2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

いち しょうがいふくしきさーびす そうだんしえんおよ ちいきせいかつしえんじぎょう ていきょうたいせい かくほ かなか もくひょう
一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

かん じこう
に関する事項

に とうがいとどうふけん さだ くいき とうがいくいき かくねんど していしょうがいふくしきさーびす
二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、

していちいきそうだんしえんまた していけいかくそうだんしえん しゆるい ひつよう りょう み こ
指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

さん かくねんど していしょうがいしゃしえんしせつ ひつようにゅうしょていいんそうすう
三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

よん ちいきせいかつしえんじぎょう しゆるい じっし かん じこう
四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

とどうふけんしょうがいふくしけいかく ぜんこうかくごう かなか じこう つぎ かなか じこう
3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項につ

いて定めるよう努めるものとする。

いち ぜんこうだいいちごう くいき していしょうがいふくしきさーびすまた していちいきそうだんしえん しゆるい
一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの

ひつよう みこみりょう かくほ ほうさく
必要な見込量の確保のための方策

に ぜんこうだいいちごう くいき していしょうがいふくしきさーびす していちいきそうだんしえんまた していけいかくそうだん
二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談

しえん じゅうじ もの かくほまた ししつ こうじょう こう そち かん じこう
支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

さん していしょうがいしゃしえんしせつ しせつしょうがいふくしきさーびす しつ こうじょう こう そち かん
三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関

する事項

よん ぜんこうだいに ごう くいき していしょうがいふくしき ー び すまた していちいきそうだんしえんおよ どうこうだいよん
四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四

ごう ちいきせいかつしえんじぎょう ていきょうたいせい かくほ かか いらょうきかん きょういくきかん こうきょうしよくぎょう
号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業

あんていしよ た しよくぎょうり は びりてーしよん そち じっし きかん た かんけいきかん
安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と

れんけい かん じこう
の連携に関する事項

4 とどうふけんしょうがいふくしけいかく しょうがいしゃきほんほうだいじゅういちじょうだいに こう きてい とどうふけんしょうがいしゃ
都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者

けいかく しゃかいふくしほうだいひやくはちじょう きてい とどうふけんちいきふくししえんけいかく た ほうりつ きてい
計画、社会福祉法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定に

よる計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでな
ければならない。

5 とどうふけんしょうがいふくしけいかく いらょうほう しょうわにじゅうさんねんほうりつだいにひやくごごう だいさんじゅうじょう よんだい
都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第三十条の四第一

こう きてい いらょうけいかく あい せいしんかびょういん にゅういん せいしんしょうがいしゃ たいいん
項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の

そくしん し
促進に資するものでなければならない。

6 とどうふけん きょうぎかい せつち とどうふけんしょうがいふくしけいかく さだ また へんこう
都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しよ

うとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7 とどうふけん とどうふけんしょうがいふくしけいかく さだ また へんこう
都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、

しょうがいしゃきほんほうだいさんじゅうろくじょうだいいっこう ごうぎせい きかん いけん き
障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

8 とどうふけん とどうふけんしょうがいふくしけいかく さだ また へんこう ちたい こうせい
都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生

ろうどうだいじん ていしゅつ
労働大臣に提出しなければならない。

じどうふくしほう へいせいにじゅうにねんほうりつだひやくろくじゅうよんごう しょう ◎児童福祉法（平成二十二年法律第百六十四号）（抄）

とどうふけんしょうがいふくしけいかく
(都道府県障害児福祉計画)

だいさんじゅうさんじょう にじゅうに とどうふけん きほんししん そく しちようそんしょうがいふくしけいかく たつせい し
第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資す

るため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他

しょうがいじつうしよしえんどう ていきょうたいせい かくほ たしょうがいじつうしよしえんどう えんかつ じっし かん けいかく
障害児通所支援等の提供体制の確保その他 障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画

い か とどうふけんしょうがいふくしけいかく さだ
(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

3 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

5 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県

障害者計画、社会福祉法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画

を^{さだめ}定め、又は^{また}変更^{へんこう}しようとする^{ぼあい}場合^{ばあい}において、あらかじめ、当該^{とうがいきょうぎかい}協議会^{いけん}の^き意見を聴くよ
う^{つと}努めなければならぬ。

7 都道府県は、都道府県^{とどうふけん}障害児福祉^{しょうがいじふくしけいかく}計画^{さだ}を定め、又は^{また}変更^{へんこう}しようとするときは、あらかじ
め、^{しょうがいしゃきほんほうだいさんじゅうろくじょうだいいっこう}障害者基本法^{ごうぎせい}第三十六条^{きかん}第一項^{いけん}の^き合議制^きの^き機関^きの^き意見^きを聞かなければならぬ。

8 都道府県は、都道府県^{とどうふけん}障害児福祉^{しょうがいじふくしけいかく}計画^{さだ}を定め、又は^{また}変更^{へんこう}したときは、^{ちたい}遅滞なく、これを
^{こうせいろうどうだいじん}厚生労働大臣^{ていしゆつ}に提出しなければならぬ。

しょうがいふくしき サービス およ そろだんしえんなら しょうそんおよ とどうふけん ちいきせいかつしえんじぎょう ていきょうたいせい
◎障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の

せいびなら じりつしえんきゆうふおよ ちいきせいかつしえんじぎょう えんかつ じっし かくほ きほんてき ししん へいせい
整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成

じゅうはちねんこうせいろうどうしょうこくじだいさんびやくきゅうじゅうごごう さいしゅうかいせいへいせい ねんこうせいろうどうしょうこくじだいひやくじゅうろく
十八年厚生労働省告示第三百九十五号)【最終改正平成29年厚生労働省告示第百十六

ごう
号】

わ くに しょうがいほけんふくしせさく しょうがいしやおよ しょうがいじ い か しょうがいしやとう
我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、
きほんてきじんけん きょうゆうしゅたい こじん そんげん にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことがで
きるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられること
なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現
に寄与することを旨として、制度を整備してきたところである。

へいせいじゅうはちねんど しょうがいしやじりつしえんほう へいせいじゅうなねんほうりつだいひやくにじゅうさんごう せこう しょうそん
平成十八年度の障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の施行により、市町村
およ とどうふけん たい しょうがいふくしけいかく しょうそんしょうがいふくしけいかく どうほうだいはちじゅうはちじょうだいいっこう きてい
及び都道府県に対して障害福祉計画(市町村障害福祉計画(同法第八十八条第一項に規定す
る市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。))及び都道府県障害福祉計画(同法第八十九条第
一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))の作成を義務付け、
サービス提供体制を計画的に整備する仕組みを導入して以降、これまで四期にわたって障害
福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項について定めてきた。

こんばん しょうがいしや にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつおよ じどうふくしほう いちぶ
今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部
を改正する法律(平成二十八年法律第六十五号。以下「障害者総合支援法等一部改正法」とい
う。)を平成三十年度から施行することとし、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画
(市町村障害児福祉計画(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の二十
第一項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。以下同じ。))及び都道府県障害児福祉計画(同法
第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。以下同じ。))をいう。以下
同じ。))の作成を義務付け、障害児通所支援(同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所

支援をいう。以下同じ。) 及び障害児入所支援(同法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(同法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)(以下「障害児通所支援等」という。)の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みを導入した。

この指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成三十二年度末の目標を設定するとともに、平成三十年度から平成三十二年度までの第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業(障害者総合支援法第七十七条に規定する市町村の地域生活支援事業及び障害者総合支援法第七十八条に規定する都道府県の地域生活支援事業をいう。以下同じ。)(以下「障害福祉サービス等」という。)及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「障害福祉計画等」という。)を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び

しょうがいじつうしょしえんとう ていきょうたいせい せいび すず
障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

しょうがいしゃとう ちいき しょうがいふくしき サービス う
障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の
きほん しょうがいふくしき サービス たいしょう しょうがいしゃとう はんい しんたいしょうがいしゃ ちてき
基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的
しょうがいしゃおよ せいしんしょうがいしゃ はったつしょうがいしゃおよ こうじのうきのうしょうがいしゃ ふく い かおな なら
障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並び
なんびょうかんじゃとう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつせこうれい
に難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
だいちじょう もと こうせいろうどうだいじん さだ とくしゅ しつぺい へいせいにじゅうななねんこうせいろうどうしょうこくじだい
第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第
にひやくきゅうじゅうにごう かか しつぺい しょうがい ていど とうがいしょうがい けいぞくてき にちじょうせいかつ
二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活
また しゃかいせいかつ そうどう せいげん う ていど もの い かおな じゅうはっさいじょう
又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上
ものなら しょうがいじ サービス じゅうじつ はか とどうふけん てきせつ しえんとう つう ひ つづ
の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き
しょうがいふくしき サービス きん か はか はったつしょうがいしゃおよ こうじのうきのうしょうがいしゃ
障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者について
じゅうらい せいしんしょうがいしゃ ふく しょうがいしゃそうごうしえんほう もと きゅうふ たいしょう
は、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象
となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、なんびょうかんじゃとう
なんびょう かんじゃ たい いりょうとう かん ほうりつ へいせいにじゅうろくねんほうりつだいごじゅうごう もと
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき
とくていりりょうひ しきゅうにんてい おこな とどうふけん なんびょうかんじゃとう そうだん おう なんびょうそうだん しえん
特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援
せんたーとう ぎょうむ つう なんびょうかんじゃとうほんにん たい ひつよう じょうほうていきょう
センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供
おこな とう とりくみ しょうがいふくしき サービス かつよう うなが
を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

しょうがいしゃとう じりつしえん かんてん にゅうしょとう ふくししせつ にゅうしょまた びょういん にゅういん
障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院を

いう。以下同じ。) から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題

に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステム

を実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス

(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会

資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親

元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元から

の自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の

提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、

人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び

コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、

障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要

がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの

卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点

に立った継続した支援を行う必要がある。

また、精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるための

ものをいう。以下同じ。)における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって

は、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とし

た地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が

共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。

これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることが

できるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。)にも対応し

た地域包括ケアシステムの構築を進める。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進する。

(一) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り

(二) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組

(三) 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する

状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けら

れるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置づけ、計画的に推進する。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護（障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）、同行援護（同条第四項に規定する同行援護をいう。以下同じ。）、行動援護（同条第五項に規定する行動援護をいう。以下同じ。）及び重度障害者等包括支援（同条第九項に規定する重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（療養介護（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）、自立訓練（同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）、就労移行支援（同条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）、就労継続支援（同条第十四項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。）、就労定着支援（同条第十五項に規定

する就労定着支援をいう。以下同じ。)及び地域活動支援センター(同条第二十七項に規定する地域活動支援センターをいう。)で提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホーム(障害者総合支援法第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)の充実を図るとともに、自立生活援助(同条第十六項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。)、地域移行支援(同条第二十項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。)及び地域定着支援(同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。)、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設(同条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)に付加した拠点(以下「地域生活支援拠点」という。)の整備を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要がある。

また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を負う体制(以下「面的な体制」という。)の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保している必要がある。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

しゅうろういこうしえんじぎょうおよ しゅうろうていちゃくしえんじぎょうとう すいしん しょうがいしゃ ふくしせつ
就 労 移行支援事業及び就 労 定 着支援事業等の推進により、障 害 者 の福祉施設から

いっばんしゅうろう いこうおよ ていちゃく すす
一般就 労 への移行及びその定 着を進める。

さん 三 相談支援の提 供 体制の確保に関する基本的 考 え方

1 相談支援体制の構築

しょうがいしゃとう じゅうど しょうがいしゃとう ちいき じりつ にちじょうせいかつまた しゃかい
障 害 者 等、とりわけ、重度の障 害 者 等が地域において自立した日 常 生活又は社会

せいかつ いとな しょうがいふくしき ー び す ていきょうたいせい かくほ さー び す
生活を 営 むためには、障 害 福祉サービスの提 供 体制の確保とともに、これらのサービス

てきせつ りょう ささ かくしゅに ー ず たいおう そうだんしえんたいせい こうちく ふかけつ
の適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。

そうだんしえん じぎょうしゃとう しょうがいしゃとうおよ かぞく かか ふくごうてき かいだい はあく
また、相談支援事業者等は、障 害 者 等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、

てきせつ ほけん いりょう ふくしき ー び す どうぎょうせいきかん た かんけいきかん れんけい つと
適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行 政 機関その他関係機関との連携に努め

ることが必要である。

しょうがいふくしき ー び す りょう あ さくせい さー び す とうりょうけいかく しょうがいしゃそうごう
障 害 福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画（障 害 者 総合

しえんほうだい ごじょうだいにじゅうにこう きてい さー び す とうりょうけいかく い かおな
支援法第五 条 第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）については、

まずは、支給決定に先立ち 必 ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要で

ある。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状 態 像や希望

かんあん れんぞくせいおよ いつかんせい も しょうがいふくしき ー び す また ちいき そうだんしえん しょうがいしゃ
を勘案し、連続性及び一貫性を持った障 害 福祉サービス又は地域相談支援（障 害 者

そうごうしえんほうだい ごじょうだいじゅうはっこう きてい ちいき そうだんしえん い かおな とう ていきょう
総合支援法第五 条 第十八項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。）等が提 供 さ

れるよう総合的な調整を行 うとともに、利用者の生活 状 況を定期的に確認の上、必要

に応じた見直しを行 わなければならない。このため、都道府県及び市町村は、福祉に関す

る各般の問題について障 害 者 等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等

りょうけいかく さくせい ふく そうだんしえん おこな じんざい いくせいしえん こべつじれい せんもんてき
利用計画の作成を含めた相談支援を行 う人材の育成支援、個別事例における専門的な

しどう じよげん おこな りょうしゃおよ ちいき しょうがいふくしき ー び す ちいき そうだんしえん とう
指導や助言を行 うほか、利用者及び地域の障 害 福祉サービスや地域相談支援等の

しゃかいてききばん せいび じつじょう てきかく はあく とくてい そうだんしえん じぎょうしよ しょうがいしゃ そうごうしえん ほうだい
社会的基盤の整備の实 情を的確に把握し、特定相談支援事業所（障 害 者 総合支援法第

ごじゅういちじょう にじゅうだいいっこう きてい とくてい そうだんしえん じぎょうしよ じゅうじつ ひつよう
五十一 条 の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充 実のため、必要な

施策を確保していかなければならない。なお、これらの取組を効果的に進めるため、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター（障害者

総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）

を設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。また、都道府県においては、同センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた積極的な働きかけを行うことが必要である。

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）

を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも

考えられることから、障害者支援施設等（障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一

条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置

する施設をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項の児童福祉施設をいう。）又は

療養介護を行う病院（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護を行う

施設である病院をいう。）をいう。以下同じ。）に入所又は精神科病院（精神科病院以外

の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している障害者

等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図

る必要がある。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への

定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活で

きるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係る

サービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。

3 発達障害者等に対する支援

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。以下同じ。）の複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの発達障害者等に対する支援については、別表第一の七の表各項に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

4 協議会の設置等

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

協議会の運営においては、協議会の下に部会を設置し、当該部会を積極的に開催する等

の協議会の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・

安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、

障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及

びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第十条第一項の居住支援協議会をいう。）との連携に努めることが求められる。さらに、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあつては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

さらに、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）

の施行を踏まえ、都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について

情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動

状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達

障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第十九条の二に規定する発達障害者

支援地域協議会をいう。）を設置し、活用することも重要である。

よん 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二

項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長する

ように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されている

こと及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の

障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の

かんてん ほけん いりょう ほいく きょういく しゅうろうしえんとう かんけいきかん れんけい はか うえ しょうがいじ
観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児

およ かぞく たい にゅうようじき がっこうそつぎょう いっかん こうかてき しえん みちか ぼしよ
及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で

ていきょう たいせい こうちく はか じゅうよう
提供する体制の構築を図ることが重要である。

1 地域支援体制の構築

しょうがいじつうしよしえんとう しょうがいじおよ かぞく たい しえん しょうがいじ しょうがい
障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障 害

しゅべつ ねんれいべつとう に ー ず おう みちか ぼしよ ていきょう ちいき しえん
種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援

たいせい せいび ひつよう
体制の整備が必要である。

じどうはつたつしえん せん た ー じどうふくしほうだいにじゅうさんじょう きてい じどうはつたつしえん せん た ー
児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをい

い かおな しょうがい じゅうどか ちょうふくか たよつか たいおう せんもんてききのう きょうか
う。以下同じ。）については、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化

はか うえ ちいき ちゅうかくてき しえんしせつ いち しょうがいじつうしよしえんとう じっし
を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施

じぎょうしよ きんみつ れんけい はか じゅうそうてき しょうがいじつうしよしえん たいせいせいび はか
する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが

ひつよう
必要である。

また、しょうがいじにゅうしよしせつ どうよう せんもんてききのう きょうか はか うえ ちいき
また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域にお

ぎやくたい う しょうがいじとう たいおう ふく さまざま に ー ず たいおう きかん
いて、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての

やくわり にな ひつよう とく たんきにゅうしよ おやこにゅうしよとう じっしたいせい せいび つと ひつよう
役割を担う必要がある。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要が
ある。

これらのしょうがいじつうしよしえんおよ しょうがいじにゅうしよしえん しょうがいじしえん りょうりん そうご
これらの障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に

れんけい すす ひつよう とどうふけん しょうがいじつうしよしえん こういきてき ちょうせいおよ
連携しながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び

しょうがいじにゅうしよしえん たいせいせいび そうほう かんてん いったいてき ほうしん さくてい ひつよう
障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要であ
る。

さらに、しょうがいじつうしよしえん しょうがいじにゅうしよしえん しょうがいふくし さーびす えんかつ しえん
さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の

いこう はか とどうふけん しちょうそん きんみつ れんけい はか ひつよう
移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。

くわ しょうがいじつうしよしえんじぎょうしよおよ しょうがいじにゅうしよしせつ い か しょうがいじつうしよしえんじぎょうしよ
加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所

とう しょうがいじ たい しつ たか せんもんてき はつたつしえん おこな きかん
等」という。）は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることか

ら、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要がある。

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

3 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援（児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要がある。

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

（一）重症心身障害児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受

けられるように、^{ちいき}地域における^{かだい}課題の^{せいり}整理や^{ちいきしげん}地域資源の^{かいはつとう}開発等を行^{おこな}いながら、^{しえんたいせい}支援体制の^{じゅうじつ}充実を図る。

(二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実

^{いりょうてきけ}医療的ケア児が^{あじ}身近な^{みぢか}地域で^{ちいき}必要な^{ちいき}支援が^{ひつよう}受けられるように、^{しえん}障害児^う支援等の^{しょうがいじしえんとう}充実を図る。

さらに、^{しんしん}心身の^{じょうきょう}状況に^{おう}応じた^{ほけん}保健、^{いりょう}医療、^{しょうがいふくし}障害福祉、^{ほいく}保育、^{きょういくとう}教育等の^{かくかんれんぶんや}各関連分野の^{しえん}支援が^う受けられるよう、^{ほけんしょ}保健所、^{びょういん}病院・^{しんりょうしょ}診療所、^{ほうもんかんごすてーしょん}訪問看護ステーション、^{しょうがいじつうしょ}障害児通所^{しえんじぎょうしょ}支援事業所、^{しょうがいじにゆうしょしせつ}障害児入所施設、^{しょうがいじそだんしえんじぎょうしょ}障害児相談支援事業所、^{ほいくしょ}保育所、^{がっこうとう}学校等の^{かんけいしゃ}関係者が^{れんけい}連携を図るための^{はか}協議の^{きょうぎ}場を^ば設けること等により、^{もう}各関連分野が^{とう}共通の^{かくかんれんぶんや}理解に^{きょうつう}基づき^{りかい}協働する^{もと}総合的な^{きょうどう}支援体制を^{きょうどう}構築することが^{じゅうよう}重要である。なお、この^ば場においては、^{いりょうてきけ}医療的ケア児の^{あじ}支援が^{しえん}学齢期から^{がくれいき}成人期に^{せいじんき}円滑に^{えんかつ}引き継がれるよう、^ひ協議して^ついくこと^{きょうぎ}が必要である。

加えて、^{くわ}医療的ケア児に対する^{いりょうてきけ}総合的な^{あじ}支援体制の^{たい}構築に向けて、^{そうごうてき}市町村において^{しえんたいせい}は、^{こうちく}関連分野の^む支援を^{しちょうそん}調整する^{かんれんぶんや}コーディネーターとして^{しえん}養成された^{ちようせい}相談支援^{こーでいねーたー}専門員等^{ようせい}の^{そだんしえんせんもんいんとう}配置を^{はいち}促進することが^{そくしん}必要である。この^{ひつよう}コーディネーターは、^{こーでいねーたー}医療的ケア児が^{いりょうてきけ}必要とする^{たぶんや}多分野に^{しえん}またがる^{りよう}支援の利用を^{ちようせい}調整し、^{そうごうてき}総合的かつ^{ほうかつてき}包括的な^{しえん}支援の^{ていきょう}提供につなげるとともに、^{きょうぎ}協議の^ば場に^{さんかく}参画し、^{ちいき}地域における^{かだい}課題の^{せいり}整理や^{ちいきしげん}地域資源の^{かいはつとう}開発等を行^{おこな}いながら、^{いりょうてきけ}医療的ケア児に対する^{あじ}支援のための^{しえん}地域づくりを^{ちいき}推進する^{すいしん}といった^{やくわり}役割を^{にな}担っている。なお、^{しちょうそん}市町村^{はいち}単独での^{こんなん}配置が^{ばあい}困難な^{けんいき}場合には、^{はいち}圏域での^さ配置であつても^{つか}差し支えない。

(三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

^{きょうどこうどうしょうがい}強度行動障害や^{こうじのうきのうしょうがい}高次脳機能障害を^{ゆう}有する^{しょうがいじ}障害児に対して、^{たい}障害児通所^{しょうがいじつうしょしえんとう}支援等に^{てきせつ}適切な^{しえん}支援ができるよう、^{じんざいくせいとう}人材育成等を通じて^{つう}支援体制の^{しえんたいせい}整備を図る^{せいび}必要がある。^{はか}充実を図る^{ひつよう}必要がある。

(四) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

5 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成三十二年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成二十八年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成三十二年度末における地域生活に

いこう もの もくひょうち せつてい どうがいもくひょうち せつてい あ へいせいじゅうはちねんどまつじてん
移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度末時点の

しせつにゆうしよしやすう きゅうば ー せん といじょう ちいきせいかつ いこう あ
施設入所者数の九パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わ

せて平成三十二年度末の施設入所者数を平成二十八年度末時点の施設入所者数から二

ぱー せん といじょうさくげん きほん
パーセント以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成二十九年度末において、障害福祉計画で定めた

へいせいじゅうきゅうねんど すうちもくひょう たつせい み こ ばあい みたつせいわりあい へいせい
平成二十九年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成

さんじゅうにねんどまつ ちいきせいかつ いこう ものおよ しせつにゆうしよしや さくげんわりあい もくひょうち くわ
三十二年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた

わりあいじょう もくひょうち
割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、

ぐる ー ぶ ほ ー むとう たいおう こんなん ものとう しせつにゆうしよ しん ひつよう ほんだん もの かず ふ
グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏ま

えて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等に

おける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活

を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下

「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下

「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法

による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該

旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定

するものとする。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の

ちいきせいかつ いこう と く あわ かぎ にゆうしよしやとう せいかつ しつ こうじょう はか
地域生活への移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る

かんてん いっそう しょうきぼかとう すす しょうがいしや こうれいか じゅうどか たいおう せんもんてき
観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的な

ケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行

う等地域に開かれていることが望ましい。

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、

圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、市町村ごとの保健、医療、

福祉関係者による協議の場の設置状況、精神病床における一年以上長期入院患者数

(六十五歳以上の一年以上長期入院患者数、六十五歳未満の一年以上長期入院患者数)、

精神病床における早期退院率(入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率、

入院後一年時点の退院率)に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たって

は、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画(医療法

(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同

じ。)との関係に留意すること。

1 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

平成三十二年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協

議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、

この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、都道府県ごとに、協議会や

その専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが望ましい。

2 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

平成三十二年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、

福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、

診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが

望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であって

も差し支えない。

3 精神病床における一年以上長期入院患者数(六十五歳以上、六十五歳未満)

ちいき せいしんほけんいりょうふくしたいせい きぼん せいび いちねんいじょうちようきにゆういんかんじゃ
地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者
のうちの一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式
により算定した平成三十二年度末の精神病床における六十五歳以上の一年以上
ちょうきにゆういんかんじゃすうおよ べつびょうだいよん に こう かか しき さんてい へいせいさんじゅうにねんどまつ
長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した平成三十二年度末
の精神病床における六十五歳未満の一年以上長期入院患者数を、目標値として設定
する。

また、これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

4 精神病床における早期退院率（入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一 ねんじてん 年時点）

ちいき ほけん いりょう ふくし れんけいしえんたいせい きょうか そうきたいん
地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が
可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、
にゆういん ごさん げつじてん たいいんりつ にゆういん ごろつ げつじてん たいいんりつおよ にゆういん ごいちねんじてん
入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率及び入院後一年時点の
たいいんりつ かん へいせいさんじゅうにねんど もくひょうち せつてい
退院率に関する平成三十二年度における目標値を設定する。

もくひょうち せつてい あ にゆういん ごさん げつじてん たいいんりつ ろくじゅうきゅう
目標値の設定に当たっては、入院後三か月時点の退院率については六十九
ぱーせんとういじょう にゆういん ごろつ げつじてん たいいんりつ はちじゅうよんぱーせんとういじょう
パーセント以上とし、入院後六か月時点の退院率については八十四パーセント以上と
し、入院後一年時点の退院率については九十パーセント以上とすることを基本とする。

三 地域生活支援拠点等の整備

ちいきせいかつしえんきよてんとう ちいきせいかつしえんきよてんまた めんてき たいせい い かおな へいせい
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成
さんじゅうにねんどまつ かくしちょうそんまた かくけんいき すく ひと せいび きほん
三十二年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

ふくしせいつ りようしゃ しゅうろういこうしえんじぎょうとう せいかつかいご じりつくねん しゅうろういこうしえん
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、
しゅうろうけいぞくしえん おこな じぎょう つう へいせいさんじゅうにねんどちゅう いっぱんしゅうろう いこう もの
就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成三十二年度中に一般就労に移行する者
もくひょうち せつてい とうがいもくひょうち せつてい あ へいせいにじゅうはちねんど いっぱんしゅうろう
の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度の一般就労への

いこうじつせき いち ごばいじょう きほん
移行実績の一・五倍以上とすることを基本とする。

とうがいもくひょうち たっせい しゅうろういこうしえんじぎょう りょうしゃすうおよ じぎょうしよ しゅうろう
また、当該目標値を達成するため、就 労 移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就 労

いこうりつ かか もくひょうち せってい しゅうろういこうしえんじぎょう りょうしゃすう へいせい
移行率に係る目標値を設定することとし、就 労 移行支援事業の利用者数については、平成

さんじゅうにねんどまつ りょうしゃすう へいせいにじゅうはちねんどまつ りょうしゃすう にわりいじょうぞうか
三十二年度末における利用者数が平成二十八年度末における利用者数の二割以上増加するこ

と、事業所ごとの就 労 移行率については、就 労 移行支援事業所のうち、就 労 移行率が三割

いじょう じぎょうしよ ぜんたい ごわりいじょう めざ もくひょうせってい
以上の事業所を全体の五割以上とすることを旨とする。なお、これらの目標設定に

ひつよう りょうしゃすう さーびすとうりようけいかくあん ふ ざんていしきゅうけつていきかん せってい
必要となる利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定

し、利用者^{りょうしゃ}の最終^{さいしゅうてき}的な意向^{いこうかくにん}確認^{かぎ}をしたものに限^{りゆうい}られることに留意^{おこな}して行^うこととする。さ

らに、障害^{しょうがいしゃ}者の一般^{いっぱんしゅうろう}就 労^{ていちゃく}への定着^{じゅうよう}も重要^{しゅうろうていちゃくしえんじぎょう}であることから、就 労 定着支援事業による

しえん かいし じてん いちねんご しょくばていちゃくりつ かか もくひょうち せってい とうがい
支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該

もくひょうち せってい あ しゅうろうていちゃくしえんじぎょう しえん かいし じてん いちねんご
目標値の設定に当たっては、就 労 定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の

しょくばていちゃくりつ はちわりいじょう きほん
職場定着率を八割以上とすることを基本とする。

いっぱんしゅうろう いこう もの かずおよ しゅうろういこうしえんじぎょう りょうしゃすう かか もくひょうち せってい
なお、一般就 労に移行する者の数及び就 労 移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定

あ へいせいにじゅうきゅうねんどまつ しょうがいふくしけいかく さだ へいせいにじゅうきゅうねんど すうち
に当たり、平成二十九年度末において、障害福祉計画で定めた平成二十九年度までの数値

もくひょう たっせい み こ ばあい みたっせいわりあい へいせいさんじゅうにねんどまつ おのおの
目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成三十二年度末における各々の

もくひょうち くわ わりあいじょう もくひょうち
目標値に加えた割合以上を目標値とする。

もくひょうち たっせい しちょうそんおよ とどうふけん しょうがいほけん ふくしたんどうぶぎょく
これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、

とどうふけん ろうどうたんどうぶぎょく きょういくいいんかいどう きょういくたんどうぶぎょく とどうふけんろうどうきょくどう かんけいきかん
都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関

れんけいたいせい せいび ひつよう さい とどうふけん しゅうろうしえん かんけいしゃ
との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就 労 支援の関係者か

しょうがいしゃこようしえんごうどうかいぎ もう しょうがいふくしけいかく もくひょうち たっせい む とりくみ
らなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の

すいしんどう とういつてき せさく すす かんが しょうらいてき けんいき どうよう
推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様

とりくみ おこな のぞ
の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就 労 支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から

じゅうそうてき と く とどうふけん しょうがいほけんふくしたんどうぶきょく とどうふけん ろうどうたんどうぶきょくおよ
重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及
び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の表 各項に掲げる事項を平成三十二年度の
かつどうしひょう せつてい と く てきとう
活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業生に対
する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること
等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要につ
いて都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

(平成二十四年法律第五十号)において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの

物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画におい

ては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の

拡大や調達目標金額等について記載し、取組を進めることが望ましい。

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等

ほうもんしえん じゅうじつ
訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成

三十二年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置する

ことを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても

差し支えない。

また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村

又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、

平成三十二年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を

こうちく きほん
構築することを基本とする。

- 2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

じゅうしょうしんしんしょうがいじ みぢか ちいき しえん う へいせいさんじゅうにねんどまつ おも
重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成三十二年度末までに、主
に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第六条の二の二第二
項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所
（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少
なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合
には、圏域での確保であっても差し支えない。

- 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

いりょうてきけ あ じ しえん かんけいきかん きょうぎ ば せつち
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成三十年末までに、各都道府県、
各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が
連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難
な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

だいさん けいかく さくせい かん じこう 第三 計画の作成に関する事項

- いち けいかく さくせい かん きほんてきじこう
一 計画の作成に関する基本的事項

- 1 作成に当たって留意すべき基本的事項

だいいち いち きほんてきりねん ふ だいに さだ せいかもくひょう たつせい む
第一の一の基本的理念を踏まえるとともに、第二に定める成果目標の達成に向けて

じっこうせい つぎ かけ てん はいりよ さくせい すす てきとう
実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

- いち しょうがいしゃとう さんか
(一) 障害者等の参加

しょうがいふくしけいかくとう さくせい あ さーびす りりょう しょうがいしゃとう に ーず
障害福祉計画等の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズの

はあく つと しょうがいしゃとう いけん はんえい ひつりょう そち こう
把握に努めるほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう

つと ひつりょう
努めることが必要である。

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画等の作成に当たっては、協議会を活用するとともに、障害者等をはじめ、地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児支援について保健、医療、介護、児童福祉、教育、文化芸術、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組むものとなる必要がある。

2 計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求め意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 作成委員会等の開催

障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第七項並びに児童福祉法第三十三条の二十第九項及び第三十三条の二十二第六項にお

いては、^{きょうぎかい} 協議会^{せっち}を設置^{ばあい}している^{いけん} 場合には、^き その意見^{つと}を聴くよう努めなければなら

いとされていることから、^{きょうぎかい} 協議会^{かつよう}を活用^{かんが}することも考

しょうがいしゃそうごうしえんほうだいはちじゅうはちじゅうだいいちじゅうつこうおよ だいはちじゅうきゅうじょうだいはちこうなら じどう
障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第八項並びに児童

ふくしほうだいさんじゅうさんじょう にじゅうだいいちじゅうつこうおよ だいさんじゅうさんじょう にじゅうにだいなこう
福祉法第三十三条の第二十項及び第三十三条の二十二第七項においては、

しょうがいしゃきほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう だいさんじゅうろくじょうだいいちつこうおよ だいやんこう
障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第一項及び第四項

^{ごうぎせい} 合議制^{きかん}の機関^{せっち}を設置^{ばあい}している^{いけん} 場合には、^き その意見^{かんが}を聴かなければならないとされて

いることから、^{とうがいきかん} 当該機関^{かつよう}を活用^{かんが}することも考

(二) ^{しちょうそんおよ} 市町村^{とどうふけん}及び^{かんけいぶきょく} 都道府県^{そうごかん}の関係部局^{れんけい}相互間の連携

しょうがいふくしけいかくとう さくせい あ かいごほけんたんとうぶきょく こそだ しえん ぼ しほけん
障害福祉計画等の作成に当たっては、介護保険担当部局、子育て支援や母子保健

とう じどうふくしたんとうぶきょく ろうどうたんとうぶきょく ほけんいりょうたんとうぶきょく ちいきしんこうたんとうぶきょく
等の児童福祉担当部局、労働担当部局、保健医療担当部局、地域振興担当部局、

じゅうたくせいさくたんとうぶきょくとう かんけいぶきょくおよ きょういくいいんかいとう きょういくたんとうぶきょくなら
住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに

とどうふけんろうどうきょくとう かんけいきかん れんけい さぎょう と く たいせい せいび きょうりょく
都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力し

^{さくせい} て作成^{ひつよう}することが必要である。

(三) ^{さん} 市町村^{しちょうそん}と都道府県^{とどうふけん}との間^{あいだ}の連携^{れんけい}

しちょうそん じゅうみん もつと みちか きそてき じちたい しょうがいふくしき ーびすとう
市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、障害福祉サービス等

とどうふけん ちいきせいかつしえんじぎょう かなか ぶぶん のぞ なら しょうがいじつうしょしえんおよ
(都道府県の地域生活支援事業に係る部分を除く。)並びに障害児通所支援及び

しょうがいじさうだんしえん じっし かん とどうふけん しょうがいじにゅうしょしえん じっし かん
障害児相談支援の実施に関して、また、都道府県は、障害児入所支援の実施に関し

いちぎてき せきにな お ともな とどうふけん しちょうそん ほうしん そんちよう
て、一義的な責任を負っている。これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重

しちょうそん おこな じぎょう てきせい えんかつ じっし しちょうそん たい しえん
しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援

おこな もつと とく しょうがいふくしき ーびすなら しょうがいじつうしょしえんおよ
を行うことが求められる。特に、障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び

しょうがいじにゅうしょしえん ていきょう ふくししせつ せいびとう かん こういきてきちようせい
障害児入所支援を提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を

はか やくわり ゆう
図る役割を有している。

このため、^{しょうがいふくしけいかくとう} 障害福祉計画^{さくせい}等の作成^あに当たっては、^{しちょうそん} 市町村^{とどうふけん}と^{あいだ}の間

みっせつ れんけい はか ひつよう しちょうそん とどうふけん こういきてきちようせい
密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との

せいごうせい はか とどうふけん いけん こうかん ひつよう とどうふけん
整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、

ちいき じつじよう おう しょうがいふくしき ーび すなら しょうがいじつうしよしえんおよ しょうがいじにゆうしよ
地域の実情に応じた障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所

しえん ていきようたいせい せいび すす かんてん とどうふけん きほんてきかんが かた しめ
支援の提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示す

けんいき たんい こういきてき ちょうせい すす かんけいしちょうそん きようぎ
とともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の

ば もう とう てきせつ しえん おこな のぞ
場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

3 しょうがいしゃとう さーびす りようじつたいおよ にーず はあく 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

しょうがいふくしき ーび すなら しょうがいじつうしよしえんおよ しょうがいじにゆうしよしえん ひつよう りよう みこ
障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込

とう さい ちいき しょうがいしゃとう しんしん じようきよう お かんきよう た
む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の

じじよう せいかく はあく にーず はあく つと ひつよう
事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

げんざい さーびす りようじつたい ぶんせき おこな ちいき じつじよう おう
このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応

あんけーと ひありんぐとう にーず ちようさとう おこな てきとう
じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、

にーず ちようさとう ゆうそう あんけーと しょうがいしゅべつ ねんれいべつ たいしやうしや せんたく
ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択

ひありんぐ しょうがいしゃかんけいだんたい ひありんぐとうさまさま ほうほう かんが
してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、

ちいき じつじよう さぎようについていとう かんあん てきせつ ほうほう じっし かんが
地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

4 しょうがいじ こ こそだ しえんとう りよう にーず はあくおよ ていきようたいせい せいび 4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

とどうふけん およ しちょうそん しょうがいじ こ こそだ しえんとう りよう にーず
都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、

しょうがいじつうしよしえんとう りよう しょうがいじ ほごしゃ ちようさ おこな とう はあく とどうふけんおよ
障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及

しちょうそん りよう にーず み ていりようてき もくひよう しめ うえ こ こそだ
び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て

しえんとう りよう きぼう しょうがいじ きぼう そ りよう ほいくしよ にんてい えん
支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、

ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎよう ほうかごじどうくらぶ とう しょうがいじ うけい たいせいせいび
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を

おこな
行うものとする。

5 くいき せつてい 5 区域の設定

とどうふけんしょうがいふくしけいかくおよ とどうふけんしょうがいふくしけいかく い か とどうふけんしょうがいふくしけいかくとう
都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画（以下「都道府県障害福祉計画等」

という。）においては、指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項

に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、指定地域相談支援（障害者総合

支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）、

指定計画相談支援（障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画

相談支援をいう。以下同じ。）、指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に

規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四

条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の種類ごとの量

の見込みを定める単位となる区域（障害者総合支援法第八十九条第二項第二号及

び児童福祉法第三十三条の二十二第二項第二号に規定する都道府県が定める区域をい

う。別表第二の三（一）の項⑤及び別表第四を除き、以下同じ。）を定めるものとさ

れており、各都道府県は、他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として

当該区域を定めることが必要である。

6 住民の意見の反映

障害福祉計画等を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む

地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の

参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会

（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考
えられる。

7 他の計画との関係

障害福祉計画等は、障害者計画（障害者基本法第十一条第二項に規定する

都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域

ふくしけいかく しゃかいふくしほう しょうわにじゅうろくねんほうりつだいいんじゅうごごう だいひやくななじょう きてい しょうそん
福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十条に規定する市町村

ちいきふくしけいかくおよ とうほうだいひやくはちじょう きてい とどうふけんちいきふくししえんけいかく いりょう
地域福祉計画及び同法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、医療

けいかく かいごほけんじぎょうけいかく かいごほけんほう へいせいきゅうねんほうりつだひやくにじゅうさんごう だいひやくじゅうななじょう
計画、介護保険事業計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七十条

だいいっこう きてい しょうそんかいごほけんじぎょうけいかくおよ とうほうだいひやくじゅうはちじょうだいいっこう きてい
第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第八十条第一項に規定する

とどうふけんかいごほけんじぎょうしえんけいかく こ こそだ しえんじぎょうけいかく こ こそだ
都道府県介護保険事業支援計画をいう。）、子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て

しえんほうだいろくじゅういちじょうだいいっこう きてい しょうそん こ こそだ しえんじぎょうけいかくおよ とうほうだい
支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第

六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）その他の

ほうりつ きてい けいかく しょうがいしゃとう ふくし かん じこう さだ ちょうわ たも
法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保

たれたものとする必要がある。

8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

しょうがいふくしけいかくとう も こ じこう ていきてき ちょうさ ぶんせきおよ ひょうか おこな
障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、

ひつよう みと しょうがいふくしけいかくとう へんこう た ひつよう そち こう
必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ず
る。

そのため、せいこもくひょうおよ かつどうしひょう すく ねんいっかい じっせき はあく
そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、

しょうがいしゃせさくおよ しょうがいじせさくなら かんれんせさく どうこう ふ しょうがいふくしけいかくとう
障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の

ちゅうかんひょうか ぶんせきおよ ひょうか おこな ひつよう みと しょうがいふくしけいかくとう
中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等の

へんこう じぎょう みなお とう そち こう てきとう ちゅうかんひょうか さい きょうぎかい
変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、

ごうぎせい きかんとう いけん き けっか こうひょう つと のぞ
合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ま
しい。

くわ かつどうしひょう たか ひんど しょうがいしゅべつ じっせき はあく せってい
これに加え、活動指標については、より高い頻度で障害種別ごとに実績を把握し、設定

みこみりょうとう たっせいじょうきょうとう ぶんせきおよ ひょうか おこな のぞ
した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

しょうそんしょうがいふくしけいかくおよ しょうそんしょうがいじふくしけいかく い か しょうそんしょうがいふくしけいかくとう
市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」とい

う。）においては、べつびょうだいに に こう かか じこう どうひょう さん こうちゅうかくねんど してい
う。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定

しょうがいふくしきサービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス

等」という。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）

の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項及び同表の四の項に掲げる事項は定めなければ

ならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び

指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項及び同表の五

の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、

同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項

とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児

相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び

障害児相談支援の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、

当該成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉

計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量

の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な

量の見込み平成三十二年までの各年度における指定障害福祉サービス等及び

指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第一を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、

障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の

実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち

せいかつかいご しゅうろうけいぞくしえん びーがた しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき
生活介護、就労継続支援（B型）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

しえん ほりつせこうきそく へいせいじゅうはちねんこうせいろどうしょうれいだいじゅうきゅうごう い か きそく
支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」

という。）第六條の十第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）及び施設

にゅうしょしえん ひつよう りょう み こ けいぞくにゅうしょしゃ かず のぞ せつてい
入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

さらに、指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定にあつ

ては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の

いこう はか こうりよ せつてい ひつよう
移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

とく しょうがいじにゅうしょしえん しょうがいふくしきーびす しえん いこう あ
特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、

しちょうそん とどうふけん れんけい しょうがいじにゅうしょしせつ しょうがいふくしきーびす じぎょうしよとう
市町村は都道府県と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と

きょうりよく しょうがいじ していしょうがいじにゅうしょしせつとう じどうふくしほうだいにじゅうよんじょう にだい
協力しながら、障害児が指定障害児入所施設等（児童福祉法第二十四条の二第

いっこう きてい していしょうがいじにゅうしょしせつとう い かおな にゅうしょ あと
一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）へ入所した後から、

たいしょご しえん みす れんらくちょうせい はか ひつよう
退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

に していしょうがいふくしきーびすとうおよ していつうしょしえんとう しゅるい ひつよう みこみりょう かくほ
(二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保の

ほうさく
ための方策

していしょうがいふくしきーびすとうおよ していつうしょしえんとう じぎょう おこな もの かくほ かん
指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する

ほうさく さだ
方策を定める。

ばあい していしょうがいふくしきーびすとうおよ していつうしょしえんとう じぎょう おこな
この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う

いこう ゆう じぎょうしゃ はあく つと うえ ひろ じょうほうていきょう おこな どう たよう
意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な

じぎょうしゃ さんにゅう そくしん どう くふう はか てきとう
事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

とく ほうもんけいきーびすおよ していつうしょしえん しょうがいしゃとう ちいきせいかつ ささ
特に、訪問系サービス及び指定通所支援については、障害者等の地域生活を支え

きほんじぎょう かくしちょうそん じぎょう じっし じぎょうしよ さいていつかしょかくほ
る基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一カ所確保

できるよう努める必要がある。また、指定通所支援等については、指定通所支援等の

事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うこと
を徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。さらに、指定計画相談
支援及び指定障害児相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める
必要がある。なお、小規模町村等において訪問系サービスを行う事業所を確保で
きない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対し
て、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すなど
の工夫が必要である。加えて、障害者等が地域で安心して暮らしていくためには、
介護者が病気等になったとき等に対応できる短期入所サービスの充実を図って
いくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期
入所事業所の確保に努める必要がある。

(三) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、
障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能
をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービスや相談支援等の
ニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援
センターの設置の有無等各地域における個別の状況に応じ、各地域においてどの
ような体制を構築するか等、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討す
るため、協議会等を十分に活用することが必要である。

また、当該整備方針を踏まえ、障害者等の生活を地域全体で支える核として
地域生活支援拠点等を機能させるためには、運営上の課題の共有や関係者への
研修の実施等、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な結
びつきを強化するとともに、整備方針や必要な機能が各地域の実情に適している
かといった観点や、地域における課題に対応できるかという観点から、中長期的に

必要な機能を見直し、その強化を図るため、十分に検証及び検討を行うことが

必要である。当該検証及び検討に当たっては、都道府県障害福祉計画とも調和が

保たれたものとする必要がある。

なお、第四期障害福祉計画の期間中に地域生活支援拠点等の整備を行わなか

った市町村又は圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、

地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努める

必要がある。

(四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見直し並び

に計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括

ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の整備その他地域における課題を踏ま

え、これらの課題への対応が立ち後れている市町村においては、必要となる

指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実にを行うために都道府県

との協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を

行う必要がある。

このため、このような市町村においては、都道府県が三の二の(四)によりサービス

の種類及び量の見直し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業

を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画

等に反映することが必要である。

3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよ

う地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

(二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

(三) 各事業の見込量の確保のための方策

(四) その他実施に必要な事項

4 関係機関との連携に関する事項

(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係

機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、

医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、

教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を

実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、

保健、医療、児童福祉、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療

機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表四の

項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量

の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は定め

なければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及

び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八

の項に掲げる事項及び同表の九の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない

事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げ

る事項、同表の十の項に掲げる事項及び同表の十一の項に掲げる事項は盛り込むことが

のぞ じこう つぎ かか てん こうりよ さくせい すず てきとう
望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供

たいせい かくほ かか もくひょう かん じこう
体制の確保に係る目標に関する事項

しょうがいふくしき サービス そうだんしえんおよ ちいきせいかつしえんじぎょうなら しょうがいじつうしよしえんとう ていきょう
障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供

たいせい かくほ だいに そく せいかもくひょう せつてい せいかもくひょう
体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、成果目標については、

これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を

ふ せつてい てきとう
踏まえて設定することが適当である。

2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な

りょう みこ なら みこみりょう かくほ ほうさく
量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

いち かくねんど していしょうがいふくしき サービス とうおよ していつうしよしえんとう しゅるい ひつよう りょう
(一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量

みこ
の見込み

くいき へいせいさんじゅうにねんど かくねんど していしょうがいふくしき サービス とうおよ してい
区域ごとに平成三十二年までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定

つうしよしえんとう しゅるい じっし かん かんが かつたおよ ひつよう りょう みこ きた
通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

さい しょうそんしょうがいふくしけいかくとう すうち ぐいき しゅうけい き
その際には、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものを基

ほん さら とどうふけんぜんいき しゅうけい けつか とどうふけんしょうがいふくしけいかくとう
本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等に

みこ すうち せいごうせい とどうふけん しょうそん ちょうせい ひつよう
おける見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要

である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援(B型)及び施設

にゅうしよしえん ひつよう りょう みこ けいぞくにゅうしよしや かず のぞ せつてい
入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものと
する。

しょうがいしゃそうごうしえんほうおよ せいびほう かいせいご じどうふくしほうせこういぜん しょうがいふくし
また、障害者総合支援法及び整備法による改正後の児童福祉法施行以前に、障害福祉

サービス又は障害児通所支援が未実施であった市町村におけるサービスの確保や、指定

ちいきそうだんしえん も していけいかくそうだんしえんまた していしょうがいじそうだんしえんとう かくほ りゅうい
地域相談支援若しくは指定計画相談支援又は指定障害児相談支援等の確保に留意する

ひつよう
ことが必要である。

(二) に していしょうがいふくしき ー び すとうおよ していつうしよしえんとう しゅるい ひつよう みこみりよう かくほ
指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のため

ほうさく
の方策

していしょうがいふくしき ー び すとうおよ していつうしよしえんとう じぎょう おこな もの かくほ かん ほうさく
指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策

さだ
を定める。

ばあい していしょうがいふくしき ー び すとうおよ していつうしよしえんとう じぎょう おこな いこう
この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向

ゆう じぎょうしゃ はあく つと うえ ひる じょうほうていきょう おこな とう たよう じ
を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事

ぎょうしゃ さんにゆう そくしん とう くふう はか てきとう
業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

していつうしよしえんとう していつうしよしえんとう じぎょう おこな もの たい しょう
ただし、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障

がいじ たい しつ たか せんもんてき はったつしえん おこな てつてい うえ じぎょうしゃ かくほ
害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保

つと ひつよう
に努めることが必要である。

さん
(三) ちいきせいかつしえんきよてんとう せいびおよ しちょうそん しえんとう
地域生活支援拠点等の整備及び市町村の支援等

ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび とどうふけん に さん けんしょうおよ
地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は二の2の(三)における検証及

けんとう さい とどうふけんない しちょうそん ほうかつ こういきてき けんち しせつにゆうしよしえん
び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の

りようしゃすう み こ とう しゅうやく かくしちょうそん ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび
利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備

かん けんしょうおよ けんとうじょうきょうとう き と おこな しちょうそんしょうがいふくしけいかく
に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との

ちょうせい はか とどうふけん しちょうそんまた けんいき ちいきせいかつしえん
調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村又は圏域における地域生活支援

きよてんとう せいび すす あ ひつよう しえん おこな だいよん き しょうがいふくしけいかく
拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画

きかんちゅう ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび おこな しちょうそんおよ けんいき たい
の期間中に地域生活支援拠点等の整備を行わなかった市町村及び圏域に対して、

せいび む けんとう そうき おこな うなが ひつよう
整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要がある。

よん
(四) けんいきたんい ひょうじゅん していしょうがいふくしき ー び すおよ していつうしよしえん みとお およ
圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び

けいかくてき きばんせいび ほうさく
計画的な基盤整備の方策

しせつにゆうしよしや ちいきせいかつ いこう せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ けあ し す て む
施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの

こうちく しょうがいじつうしよしえん ちいきしえんたいせい せいび た ちいき かだい ふ
構築、障害児通所支援の地域支援体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これ

らの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービス

及び指定通所支援の基盤整備を着実に進めるために都道府県と市町村が協働により

計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題

を整理した上で、平成三十二年度において障害者等の支援に必要な指定障害

福祉サービス及び指定通所支援の種類及び量の見通しを明らかにすることが必要で

ある。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス

及び指定通所支援を実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。

以下同じ。）を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」と

いう。）を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並び

に整備計画の作成に当たっては、別表第三に掲げる事項に留意しつつ作成すること

が必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画

等に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

平成三十二年度までの各年度における指定障害者支援施設（障害者総合支援法第

二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）及び指定障害児

入所施設等の必要入所定員総数については、別表第一を参考としつつ、設定する

ことが適当である。なお、それらの必要入所定員総数については、継続入所者の数を

除いて設定するものとする。また、指定障害児入所施設等の必要入所定員総数につ

いては、障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮

しながら設定することが必要である。

このため、都道府県は市町村と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所

とう きょうりよく していしょうがいじにゆうしょせつとう にゆうしょ ひつよう しょうがいじ に 一 ず はあく
等と協 力しながら、指定障害児入 所施設等に入 所が必要な障害児のニーズを把握

ちいき じつじよう ふ せつてい しょうがいじ していしょうがいじにゆうしょせつとう
し、地域の実 情を踏まえて設定するとともに、障害児が指定障害児入 所施設等へ

にゆうしょ あと たいしよご しえん み す れんらくちようせい はか ひつよう
入 所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調 整を図っていくことが必要である。

4 指定障 害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上

なら していしょうがいしゃしえんしせつおよ していしょうがいじにゆうしょせつとう しせつしょうがいふくしき 一 び す
並びに指定障 害者支援施設及び指定障害児入 所施設等の施設障 害福祉サービスの

しつ こうじよう こう そち
質の向 上のために講ずる措置

していしょうがいふくしき 一 び すとうおよ していつうしょしえんとうなら していしょうがいしゃしえんしせつおよ してい
指定障 害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障 害者支援施設及び指定

しょうがい じにゆうしょせつとう しせつしょうがいふくしき 一 び す い か していしょうがいふくしき 一 び すとうしえん
障 害児入 所施設等の施設障 害福祉サービス (以下「指定障 害福祉サービス等支援」

という。)の提 供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定

しょうがいふくしき 一 び すとうしえん じぎょうしゃ していしょうがいふくしき 一 び すとうしえん かか じんざい
障 害福祉サービス等支援の事業者は、指定障 害福祉サービス等支援に係る人材の

ようせい ていきよう さ 一 び す たい だいさんしゃ ひょうかとう そうごうてき すいしん
養成、提 供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが

じゅうよう
重 要である。

(一) サービスの提 供に係る人材の研 修

じんざい ようせい さ 一 び すていきよう かか せきにんしゃおよ せんもんしよくいん ようせい
人材の養成については、サービス提 供に係る責任者及び専門職 員の養成のみな

さ 一 び すていきよう ちよくせつひつよう にな て かくほ ふく していしょうがいふくしき 一 び すとう
らず、サービス提 供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障 害福祉サービス等

しえん かか じんざい しつりよう かくほ じゅうよう
支援に係る人材を質 量ともに確保することが重 要である。

しょうがいしゃそうごうしえんほうおよ じどうふくしほう もと さ 一 び すていきよう かか せんもんしよくいん
障 害者総合支援法及び児童福祉法の下では、サービス提 供に係る専門職 員とし

さ 一 び すかんりせきにんしゃ じどうはつつしえんかんりせきにんしゃおよ そうだんしえんせんもんいん していしょうがい
て、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障 害

ふくしき 一 び す していつうしょしえん していしょうがいじにゆうしょしえん していちいきそうだんしえん していけいかくそうだん
福祉サービス、指定通所支援、指定障害児入 所支援、指定地域相談支援、指定計画相談

しえんおよ していしょうがいじそうだんしえん じぎょうしゃ はいち どうふけん
支援及び指定障害児相談支援の事業者 ごとに配置することとしており、都道府県は、

もの たい さ 一 び すかんりせきにんしゃようせいけんしゅう じどうはつつしえんかんりせきにんしゃ
これらの者に対して、サービス管理責任者養成研 修や、児童発達支援管理責任者

けんしゅう そうだんしえんじゅうじしゃけんしゅうとう じゅうぶん じつし ひつよう さ 一 び す
研 修、相談支援従事者研 修等を十分に実施することが必要である。また、サービス

ちよくせつ にな て きょたくかいごじゅうじしゃ ようせいとう しょうがいしゃとう とくせい おう
の直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、障 害者等の特性に応

じた支援を提 供 可能な人材を確保できるよう、居宅介護職 員 初任者 研修 に加え、

重度訪問介護 従 業 者 養成 研修 や、同行援護 従 業 者 養成 研修、行動援護 従

業 者 養成 研修 等 を 十 分 に 実 施 す る こ と が 必 要 で あ る。

行動障 害 を 有 す る 障 害 者 等 の 特 性 に 応 じ た 支 援 に つ い て は、当 該 支 援 を 一 貫 性 を

持 っ て 実 施 で き る よ う、施 設 従 事 者、居 宅 介 護 従 事 者 等 に 対 し、強 度 行 動 障 害 支 援 者

養 成 研 修 を 実 施 す る こ と と し て い る。ま た、精 神 障 害 者 の 特 性 に 応 じ た 適 切 な 支 援

が 実 施 で き る よ う、保 健 所、精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー (精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に

関 す る 法 律 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 百 二 十 三 号) 第 六 条 第 一 項 の 精 神 保 健 福 祉

セ ン タ ー を い う。以 下 同 じ。)、高 次 脳 機 能 障 害 支 援 拠 点 等 と の 連 携 に よ る 専 門 分 野 別

の 研 修 等 地 域 の 実 情 に 応 じ た 研 修 に 取 り 組 む こ と が 望 ま し い。ま た、罪 を 犯 し た

障 害 者 等 の 特 性 に 応 じ た 適 切 な 支 援 に つ い て も、保 健 所、精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー、

地 域 生 活 定 着 支 援 セ ン タ ー 等 と の 連 携 に よ る 専 門 分 野 別 の 研 修 等 地 域 の 実 情 に

応 じ た 研 修 に 取 り 組 む こ と が 望 ま し い。

都 道 府 県 は、そ れ ぞ れ の 研 修 を サ ー ビ ス 種 別 ご と に 計 画 的 に 実 施 し、指 定 障 害

福 祉 サ ー ビ ス 等 支 援 に 係 る 人 材 の 確 保 又 は 資 質 の 向 上 に 関 す る 総 合 的 な 施 策 に 取 り

組 む こ と が 必 要 で あ る。こ の た め、都 道 府 県 は、研 修 の 実 施 方 法、実 施 回 数 等 を 定 め

た 研 修 計 画 を 作 成 す る と と も に、研 修 受 講 者 の 記 録 の 管 理 等 を 行 う こ と が 必 要 で

あ る。な お、相 談 支 援 専 門 員 に 向 け た 研 修 を 行 う に 当 た っ て は、難 病 患 者 等 や

重 症 心 身 障 害 児 者、医 療 的 ケ ア 児 等 の 特 性 に 応 じ た 適 切 な 支 援 に つ い て も 十 分

に 理 解 が 図 ら れ る よ う な も の と す る こ と が 重 要 で あ る。さ ら に、適 切 な 支 援 の 提 供 が

障 害 者 等 の 自 立 及 び 社 会 参 加 に 資 す る こ と も 踏 ま え、地 域 生 活 支 援 事 業 に お け る

障 害 者 相 談 支 援 事 業 及 び 介 護 給 付 費 等 の 支 給 決 定 事 務 に 係 る 業 務 を 適 切 かつ

主 体 的 に 実 施 す る た め、市 町 村 職 員 に 対 し て 相 談 支 援 従 事 者 研 修 の 受 講 を 促 す

ことが望ましい。

また、喀痰（かくたん）吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

さらに、都道府県は、教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組や、都道府県福祉人材センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県福祉人材センターをいう。）と連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等支援に係る人材の確保を支援することが望ましい。

(二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

また、障害者総合支援法等一部改正法により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図ると

ともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。

5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

(二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

(三) 各事業の見込量の確保のための方策

(四) その他実施に必要な事項

6 関係機関との連携に関する事項

(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の

提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、

教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、

公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の

関係機関と連携することが必要である。

(二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、

医療、児童福祉、保育、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、

教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

4 その他

1 計画の作成の時期

第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画は、平成三十年度から平成三十二

ねんど さんねんかん していしょうがいふくしき ーび すとうおよ していつうしよしえんとう りょう みこ
年度までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み
とう した
等について定めるものである。

ひがしにほんだいいんさい じんだい ひが い う しちようそんおよ とどうふけん い か ひさいしちようそん
なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村
とう
等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害
ふくしけいかくとう さくせい む じゅんびさぎょう こんなん ばあい ひさいしちようそんとう じつじょう
福祉計画等の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に
おう だんりよくてき とりあつか おこな さ つか
応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

2 計画の期間

しょうがいふくしけいかくとう さんねん いっき さくせい
障害福祉計画等は、三年を一期として作成することとする。

3 計画の公表

しちようそん しちようそんしょうがいふくしけいかくとう さくせい に 二の二の (一) に掲げる事項につ
いては、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、あわせて、その他の事項についても、都道
ふけん しちようそん いったいてき と く とどうふけん ちょうせい おこな のぞ
府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望まし
い。また、市町村障害福祉計画等を定めた際には、遅滞なく、公表するとともにこれを
とどうふけん ち じ ていしゆつ ひつよう
都道府県知事に提出することが必要である。

とどうふけん とどうふけんしょうがいふくしけいかくとう さくせい ちたい こうひょう
都道府県は、都道府県障害福祉計画等を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、
こうせいろうどうだいじん ていしゆつ ひつよう
これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

だいよん 第四 た じりつしえんきゅうふおよ ちいきせいかつしえんじぎょうなら しょうがいじつうしよしえんとう えんかつ じつし かくほ
その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保
ひつよう じこう
するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

しょうがいしやぎやくたい ぼうし しょうがいしや ようごしや たい しえんとう かん ほうりつ へいせいにじゅうさんねんほうりつだ
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第
ななじゅうきゅうごう い か しょうがいしやぎやくたいぼうしほう ふ していしょうがいふくしき ーび すとうおよ
七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等及
していつうしよしえんとう じぎょうしや りようしや じんけん ようご ぎやくたい ぼうしとう せきにしや お とう
び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等
ひつよう たいせい せいび じゅうぎょうしや たい けんしゅう じつし とう そち こう
の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならな

い。

とどうふけんおよ しょうそん しょうそん とどうふけん しょうがいしゃぎやくたい ぼうし たいおう
都道府県及び市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

へいせいにじゅうよねんじゅうにがつこうせいろうどうしょうしゃかい えんごきょくしょうがいほけんふくしぶしょうがいふくしかちいきこう
(平成二十四年十二月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・

しょうがいじしえんしつさくせい そ とどうふけんしょうがいしゃけんりようごせんたー しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうだい
障害児支援室作成) に沿って、都道府県障害者権利擁護センター(障害者虐待防止法第

さんじゅうろくじょうだいいっこう とどうふけんしょうがいしゃけんりようごせんたー しょうそんしょうがいしゃぎやくたいぼうし
三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。)、市町村障害者虐待防止

せんたー しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうだいさんじゅうにじょうだいいっこう しょうそんしょうがいしゃぎやくたいぼうしせんたー
センター(障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをい

う。)を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児

だんたい がっこう けいさつ ほうむきょく しょうかんけいしゃ みなせいいん じどういん じんけんようごいんとう な
団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成る

ねつとわーく かつよう しょうがいしゃとう たい ぎやくたい みぜん ぼうし ぎやくたい ほっせい ばあい じんそく
ネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速か

てきせつ たいおう さいはつ ぼうしとう とく たいせい とりくみ ていきでき
つ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に

けんしょう おこな ひつよう おう まにゅある みなお とう おこな じゅうよう ちいき
検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域

じつじょう おう こうれいしゃ じどう ぎやくたいぼうし たい とりくみ おこな きかん れんけい
の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、

こうかてき たいせい こうちく のぞ
効果的な体制を構築することが望ましい。

しょうそん ひ つづ じゅうみんとう ぎやくたい かん つうほう ばあい すみ
なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速

しょうがいしゃとう あんぜん かくにん ぎやくたい じじつかくにん おこな しょうそんしょうがいしゃぎやくたい
やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村障害者虐待

たいおうきょうりょくしゃ しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうだいきゅうじょうだいいっこう きてい しょうそんしょうがいしゃぎやくたいたいおう
対応協力者(障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応

きょうりょくしゃ きょうぎ うえ こんご えんじょほうしん しえんしゃ やくわり けつてい たいせい と
協力者をいう。)と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ること

ひつよう
が必要である。

つぎ かが てん はいりよ しょうがいしゃとう たい ぎやくたいじあん こうかてき ぼうし ひつよう
また、次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要
である。

1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

とどうふけんおよ しょうそん ぎやくたいじあん みぜん ぼうし かんてん そうだんしえんせんもんいん
都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、

さーびすかんりせきにんしゃまた じどうはつたつしえんかんりせきにんしゃとう たい つねひごろ ぎやくたいぼうし かん
サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関す

たか いしき も しょうがいしゃとうおよ ようごしゃ しえん あ ぎやくたい そうきはつけん
る高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見

および虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。

また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対

し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を

促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うこ

とが重要である。特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第五条第二十三項

に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて

障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事

業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との

連携の重要性について周知を図る必要がある。

2 一時保護に必要な居室の確保

市町村においては、虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に

必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県におい

ては、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた

広域的な調整を行うこととする。

3 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図ら

れるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童

に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等の実施が必要である。

4 権利擁護の取組

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見

制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、

後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を

おこな とうがいせいど りょう そくしん ひつよう とりくみ おこな あ
行い、当該制度の利用を促進する必要がある。また、これらの取組を行うに当たっては、
せいねんこうけんせいど りょう そくしん かん ほうりつ へいせいじゅうはちねんほうりつだいにじゅうきゅうごう ふ
成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）を踏まえ、
かくしちょうそん さくせい つと しちょうそんせいねんこうけんせいどりょうそくしんきほん
各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本
けいかく せいごうせい たも のぞ
計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい。

二 意思決定支援の促進

とどうふけん いしけつていしえん しつ こうじょう はか そうだんしえんせんもんいん さーびすかんりせきにんしゃ
都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者
けんしゅうとう きかい つう いしけつていしえん がいどらいんとう かつよう けんしゅう じっし
の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施すると
じぎょうしゃ せいねんこうけん にな て ふく かんけいしゃ たい ふきゅう はか つと ひつよう
もに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るように努める必要
がある。

三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

とどうふけんおよ しちょうそん くに れんけい はか しょうがいしゃ げいじゅつぶんかつどう
都道府県及び市町村においては、国との連携を図りながら、障害者の芸術文化活動の
しんこう はか しょうがいしゃとう しゃかいさんか しょうがいしゃとう たい りかい そくしん
振興を図ることにより、障害者等の社会参加や障害者等に対する理解を促進していくこ
じゅうよう そうだんしえん じんざいいくせい はつびょう きかい じゅうみん さんかきかい かくほ
とが重要である。このため、相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保
とう げいじゅつぶんかつどう しえん おこな のぞ
等の芸術文化活動の支援を行うことが望ましい。

四 障害を理由とする差別の解消の推進

きょうせいしゃかい じつげん にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ しょうがいしゃとう かつどう せいげん
共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、
しゃかい さんか せいやく しゃかいてきしょうへき と のぞ じゅうよう しょうがい りゅう
社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とす
さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせいじゅうごねんほうりつだいろくじゅうごごう しょうがいしゃとう たい
る差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）では、障害者等に対
ふとう さべつてきとりあつか およ ごうりてきはりよ ふていきょう さべつ きてい たいしょう
する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象とな
しょうがいしゃとう しょうがいしゃてちょう しょじしゃ かぎ
る障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしている。
とどうふけんおよ しちょうそん しょうがい りゅう さべつ かいしょう さまた しょういん かいしょう はか
都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図
けいはつかつどう おこな ひつよう していしょうがいふくしき さーびすとうしえん じ
るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事
ぎょうしゃ ふくしぶんや じぎょうしゃ しょうがい りゅう さべつ かいしょう
業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための

とりにくみ おこな あ とうせいろうどうしよう さくせい ふくしぶんや じぎょうしゃ こう
取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき

しょうがい りゆう さべつ かいしょう そち かん たいおうししん へいせいにじゅうななねんじゅういちがつ
障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針（平成二十七年十一月

こうせいろうどうだいじんけつてい ふ ひつよう ごうりてき はいりよ ぐたいてきばめん じょうきょう
厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に

おう じゅうなん たいおう きたい
応じて柔軟に対応することが期待される。

ご しょうがいふくしき ーび すとうおよ しょうがいじつうしよしえんとう ていきょう じぎょうしよ りようしゃ あんぜん
五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全

かくほ む とりにくみ じぎょうしよ けんしゅうとう じゅうじつ
確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

しょうがいふくしき ーび すじぎょうしよとうおよ しょうがいじつうしよしえんとう ていきょう じぎょうしよ ちいき
障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域

きょうせいしゃかい かんが かつた もと ちいき ひら しせつ ほうこうせい
共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を

けんじ へいじょうじ ちいきじゅうみん かんけいきかん きんみつ かんけいせい こうちくとう つう りようしゃ
堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の

あんぜんかくほ む とりにくみ すす じゅうよう とどうふけんおよ しちょうそん しえん おこな
安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行う

ひつよう とりにくみ さい にちじょうてき ちいき かつさいじ
ことが必要である。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時に

しょうがいしゃとう あんぜんかくほ いっぽう しょうがいふくしき ーび すじぎょうしよとうおよ
おける障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び

しょうがいじつうしよしえんとう ていきょう じぎょうしよ かつさいじ ふくしひなんしよ ちいき あんぜんていきょう
障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の

きよてん ふ うえ ぼうさいたいさく かんが ひつよう
拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要である。

しょうがいふくしき ーび すとうおよ しょうがいじつうしよしえんとう りよう しょうがいしゃとう あんしん
さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して

せいかつ けんりりょうご してん ふく しょくいん けんしゅう じゅうじつ しょくいん
生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が

かじゅう ろうどうふたんとう せいしんてき こりつ しょうがいしゃとう しえん じゅうじ
過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事

できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが

ひつよう
必要である。

べつびょうだいいち
別表第一

いち ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうとう
一 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
<p>しゅうろういこうしえんじぎょう しゅうろういこうしえん おこな 就労移行支援事業（就労移行支援を行う じぎょう い かおな およ しゅうろうけいぞくしえん 事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援 じぎょう しゅうろうけいぞくしえん おこな じぎょう 事業（就労継続支援を行う事業をいう。 い かおな りょうしゃ いっぱんしゅうろう いこう 以下同じ。）の利用者の一般就労への移行</p>	<p>とどうふけん しょうがいほけんふくしたんとうぶぎょく へいせい 都道府県の障害保健福祉担当部局は、平成 さんじゅうにねんど しゅうろういこうしえんじぎょうおよ 三十二年度において、就労移行支援事業及び しゅうろうけいぞくしえんじぎょう りょうしゃ いっぱんしゅうろう 就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労 いこうしゃすう み こ せってい への移行者数の見込みを設定する</p>
<p>しょうがいしゃ たい しょくぎょうくんれん じゅこう 障害者に対する職業訓練の受講</p>	<p>とどうふけん しょうがいほけんふくしたんとうぶぎょく 都道府県の障害保健福祉担当部局は、 とどうふけん ろうどうたんとうぶぎょくおよ とどうふけんろうどうきょく 都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局 れんけい ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう と連携して、福祉施設から一般就労への移行を そくしん へいせいさんじゅうにねんど ふくし 促進するため、平成三十二年度において、福祉 しせつ いっぱんしゅうろう いこう もの ひつよう 施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な もの しょくぎょうくんれん じゅこう 者が職業訓練を受講することができるよう、 じゅこうしゃすう み こ せってい 受講者数の見込みを設定する。</p>
<p>ふくししせつ こうきょうしょくぎょうあんていしよ ゆうどう 福祉施設から公共職業安定所への誘導</p>	<p>とどうふけん しょうがいほけんふくしたんとうぶぎょく 都道府県の障害保健福祉担当部局は、 とどうふけんろうどうきょく れんけい しゅうろういこうしえんじ 都道府県労働局と連携して、就労移行支援事 ぎょうしゃとう こうきょうしょくぎょうあんていしよ えんかつ れんけい 業者等と公共職業安定所との円滑な連携 うなが へいせいさんじゅうにねんど ふくししせつ を促し、平成三十二年度において、福祉施設の りょうしゃ ひつよう もの こうきょうしょくぎょうあんていしよ 利用者のうち、必要な者が公共職業安定所 しえん う ふくししせつ の支援を受けることができるよう、福祉施設から こうきょうしょくぎょうあんていしよ ゆうどう ふくししせつりよう 公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用</p>

	<p>しゃすう み こ せつてい 者数の見込みを設定する。</p>
<p>ふくししせつ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 福祉施設から障害者就業・生活支援 せんたー ゆうどう センターへの誘導</p>	<p>とどうふけん ろうどうたんとうぶきょくおよ しょうがいほけんふくし 都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉 たんとうぶきょく とどうふけんろうどうきょく れんけい ふくし 担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉 しせつ いっぱんしゅうろう いこう もの しょくばていちゃく 施設から一般就労に移行した者の職場定着 しえん へいせいさんじゅうにねんど ふくし を支援するため、平成三十二年度において、福祉 しせつ いっぱんしゅうろう いこう りようしゃ 施設から一般就労に移行する利用者のうち、 ひつよう もの しゅうろういこうしえんじぎょうしゃとう れんけい 必要な者が就労移行支援事業者等と連携し しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せんたー た障害者就業・生活支援センターによる しえん う ふくししせつ 支援を受けることができるよう、福祉施設から しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せんたー ゆうどう 障害者就業・生活支援センターへ誘導する ふくししせつりようしゃすう み こ せつてい 福祉施設利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>こうきょうしよくぎょうあんていしよ ふくししせつ 公共職業安定所における福祉施設 りようしゃ しえん 利用者の支援</p>	<p>とどうふけん しょうがいほけんふくしたんとうぶきょく 都道府県の障害保健福祉担当部局は、 とどうふけんろうどうきょく れんけい しゅうろういこうしえんじ 都道府県労働局と連携して、就労移行支援事 ぎょうしゃとう こうきょうしよくぎょうあんていしよ えんかつ れんけい 業者等と公共職業安定所との円滑な連携 うなが しゅうろういこうしえんじぎょうしゃとう を促すとともに、就労移行支援事業者等が てきせつ ひつよう しゅうろうしえん しえんしゃ たい 適切かつ必要な就労支援を支援者に対して おこな へいせいさんじゅうにねんど ふくししせつ 行い、平成三十二年度において、福祉施設の りようしゃ ひつよう もの こうきょうしよくぎょうあん 利用者のうち、必要な者が公共職業安 ていしよ しえん う いってわりあい もの 定所の支援を受けることで、一定割合の者が しゅうしよく むす こうきょうしよくぎょうあんていしよ 就職に結びつくよう、公共職業安定所の しえん う しゅうしよく もの かず み こ せつてい 支援を受けて就職する者の数の見込みを設定 する。</p>

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

<p>居宅介護</p> <p>重度訪問介護</p> <p>同行援護</p> <p>行動援護</p> <p>重度障害者等包括支援</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
---	---

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所

（医療型）

<p>生活介護</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
<p>自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。）</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
<p>自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（生活訓練）をいう。）</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等の</p>

<p>に ー ず じりつくんれん せいかつくんれん <small>二</small>号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同 <small>じ</small>。）</p>	<p>に ー ず しせつにゆうしょしや ちいきせいかつ いこうしやすう <small>二</small>ーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、</p> <p>にゆういんちゆう せいしんしょうがいしや ちいきせいかつ 入院中の精神障害者のうち地域生活への</p> <p>いこうご じりつくんれん せいかつくんれん りよう み こ 移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込ま れる者の数、平均的な一人当たり利用量等を 勘案して、利用者数及び量の見込みを設定す る。</p>
<p>しゅうろういこうしえん 就 労 移行支援</p>	<p>げん りよう もの かず しょうがいしやとう 現に利用している者の数、障害者等の</p> <p>に ー ず しせつにゆうしょしや ちいきせいかつ いこうしやすう <small>二</small>ーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、</p> <p>にゆういんちゆう せいしんしょうがいしや ちいきせいかつ 入院中の精神障害者のうち地域生活への</p> <p>いこうご しゅうろういこうしえんじぎょう りよう み こ 移行後に就 労 移行支援事業の利用が見込まれる 者の数、福祉施設の利用者の一般就 労 への</p> <p>いこうしやすう とくべつしえんがっこうそつぎょうしやとうあら しゅうろう 移行者数、特別支援学校卒業 者 等新たに就 労 移行支援事業の対象 者と見込まれる者の数、</p> <p>へいきんてき ひとり あ りようりょうとう かんあん 平均的な一人当たり利用量等を勘案して、</p> <p>りようしやすうおよ りよう み こ せつてい 利用者数及び量 の見込みを設定する。</p>
<p>しゅうろうけいぞくしえん えーがた きそくだいろくじょう じゅう 就 労 継続支援（A型）（規則第六条の十 <small>だ</small>いいちごう しゅうろうけいぞくしえんえーがた い かおな <small>第一</small>号の就 労 継続支援A型をいう。以下同 <small>じ</small>。）</p>	<p>げん りよう もの かず しょうがいしやとう 現に利用している者の数、障害者等の</p> <p>に ー ず しせつにゆうしょしや ちいきせいかつ いこうしやすう <small>二</small>ーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、</p> <p>にゆういんちゆう せいしんしょうがいしや ちいきせいかつ 入院中の精神障害者のうち地域生活への</p> <p>いこうご しゅうろうけいぞくしえん えーがた りよう み こ 移行後に就 労 継続支援（A型）の利用が見込ま れる者の数、就 労 継続支援（A型）の利用者の</p> <p>いっばんしゅうろう いこうしやすう へいきんてき ひとり あ 一般就 労 への移行者数、平均的な一人当たり 利用量、地域の雇用情 勢 等を勘案して、</p> <p>りようりょう ちいき こようじょうせいとう かんあん 利用者数及び量 の見込みを設定する。</p>

<p>しゅうろうけいぞくしえん びーがた 就 労 継 続 支 援 (B 型)</p>	<p>げん りょう もの かず しょうがいしゃとう 現に利用している者の数、障害者等の</p> <p>に ー ず しせつにゆうしょしゃ ちいきせいかつ いこうしゃすう ニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、</p> <p>にゆういんちゅう せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ 入院中の精神障害者のうち地域生活への</p> <p>いこうご しゅうろうけいぞくしえん びーがた りょう み こ 移行後に就 労 継 続 支 援 (B 型) の利用が見込ま</p> <p>れる者の数、就 労 継 続 支 援 (B 型) の利用者の</p> <p>いっばんしゅうろう いこうしゃすう へいきんてき ひとり あ 一般就 労 への移行者数、平均的な一人当たり</p> <p>りょうりょうとう かんあん りょうしゃすうおよ りょう み こ 利用量等を勘案して、利用者数及び量 の見込み</p> <p>を せってい せってい あ くいきない しゅうろう を設定する。設定に当たっては、区域内の就 労</p> <p>けいぞくしえん びーがた じぎょうしょ こうちん じぎょうしょ 継 続 支 援 (B 型) 事業所における工賃 (事業所</p> <p>が、利用者に対して、事業 収 入 から事業に必要な</p> <p>な経費を控除して支払う金額をいう。)の平均額</p> <p>について、区域ごとの目 標 水 準 を設定するこ</p> <p>とが望ましい。</p>
<p>しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着 支 援</p>	<p>しょうがいしゃとう に ー ず ふくししせつ りょうしゃ 障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の</p> <p>いっばんしゅうろう いこうしゃすうとう かんあん りょうしゃすう 一般就 労 への移行者数等を勘案して、利用者数</p> <p>の 見 込 みを 設 定 する。</p>
<p>りょうようかいご 療 養 介 護</p>	<p>げん りょう もの かず しょうがいしゃとう に ー ず 現に利用している者の数、障害者等のニーズ</p> <p>を 勘 案 して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>たんきにゅうしょ ふくしがた いりょうがた 短 期 入 所 (福 祉 型、医 療 型)</p>	<p>げん りょう もの かず しょうがいしゃとう 現に利用している者の数、障害者等の</p> <p>に ー ず しせつにゆうしょしゃ ちいきせいかつ いこうしゃすう ニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数</p> <p>にゆういんちゅう せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ 入院中の精神障害者のうち地域生活への</p> <p>いこうご たんきにゅうしょ りょう み こ もの かず 移行後に短期入所 の利用が見込まれる者の数、</p>

	<p>へいきんてき ひとり あ りょうりょうとう かんあん 平均的な一人当たり利用量等を勘案して、</p> <p>りょうしやすうおよ りょう み こ せってい 利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
--	---

よん じりつせいかつえんじょ きょうどうせいかつえんじょ しせつにゆうしよしえん
四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

<p>じりつせいかつえんじょ 自立生活援助</p>	<p>たんしんせたい しょうがいしや かず どうきよ 単身世帯である障害者の数、同居している</p> <p>かぞく しえん う しょうがいしや かず 家族による支援を受けられない障害者の数、</p> <p>しせつにゆうしよしや ちいきせいかつ いこうしやすう にゆういんちゆう 施設入所者の地域生活への移行者数、入院中</p> <p>せいしんしょうがいしや ちいきせいかつ いこうご じりつ の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立</p> <p>せいかつえんじょ りょう み こ もの かずとう かんあん 生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し</p> <p>りょうしやすう み こ せってい て、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助</p>	<p>げん りょう もの かず しょうがいしやとう に 一 ず 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、</p> <p>しせつにゆうしよしや ちいきせいかつ いこうしやすう にゆういんちゆう 施設入所者の地域生活への移行者数、入院中</p> <p>せいしんしょうがいしや ちいきせいかつ いこうご の精神障害者のうち地域生活への移行後に</p> <p>きょうどうせいかつえんじょ りょう み こ もの かず 共同生活援助の利用が見込まれる者の数、</p> <p>ひとりぐ かにてい ぐる 一 ぶ 一 む にゆうしよ 一人暮らしや家庭からグループホームに入所す</p> <p>もの かず ぐる 一 ぶ 一 む たいしよ もの かずとう る者の数、グループホームから退所する者の数等</p> <p>かんあん りょうしやすう み こ せってい を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>また、ぐる 一 ぶ 一 む だいいち いち きゆう グループホームに第一の一の3の機能を</p> <p>ふかてき しゅうやく せいび ばあい 付加的に集約して整備する場合には、</p> <p>とうがいちいきせいかつしえんきよてんとう せつちかしよすう み こ 当該地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込み</p> <p>せってい を設定する。</p>
<p>しせつにゆうしよしえん 施設入所支援</p>	<p>へいせいじじゅうはちねんどまつじてん しせつにゆうしよしやすう 平成二十八年末時点の施設入所者数を</p> <p>きそ しせつにゆうしよしや ちいきせいかつ 基礎として、施設入所者の地域生活への</p>

	<p>いこうしゃすう こうじょ うえ ぐる ーぶ ほーむ とう 移行者数を控除した上で、グループホーム等での</p> <p>たいおう こんなん もの りよう しん ひつよう ほんだん 対応が困難な者の利用といった真に必要と判断</p> <p>かず くわ かず かんあん りようしゃすう み こ される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込</p> <p>みを設定す</p> <p>る。</p> <p>とうがいりようしゃすう み こ せつてい あ へい 当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平</p> <p>せいさんじゅうにねんどまつ へいせいにじゅうはちねんどまつ 成三十二年度末において、平成二十八年度末</p> <p>じてん しせつにゆうしよしゃすう に ぼー せん といじよう さくげん 時点の施設入所者数の二パーセント以上を削減</p> <p>することとし、平成二十九年度末において、</p> <p>しょうがいふくしけいかく さだ へいせいにじゅうきゅうねんど 障害福祉計画で定めた平成二十九年度までの</p> <p>すうちもくひよう たつせい み こ ばあい 数値目標が達成されないと見込まれる場合は、</p> <p>み たつせい わりあい へいせいさんじゅうにねんどまつ しせつ 未達成割合を平成三十二年度末における施設</p> <p>にゆうしよしゃ さくげんわりあい もくひようち くわ わりあいじよう 入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上</p> <p>もくひようち きほん ちいき を目標値とすることを基本としつつ、地域の</p> <p>じつじよう おう せつてい のぞ 実情に応じて設定することが望ましい。</p>
--	---

ご そうだんしえん
五 相談支援

<p>けいかくそうだんしえん しょうがいしゃそうごうしえんほうだい ごじょう 計画相談支援（障害者総合支援法第五条</p> <p>だいじゅうはっこう きてい けいかくそうだんしえん 第十八項に規定する計画相談支援をい</p> <p>う。）</p>	<p>げん りよう もの かず しょうがいしゃとう に ーず 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、</p> <p>にゆういんちゆう せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ 入院中の精神障害者のうち地域生活への</p> <p>いこうご けいかくそうだんしえん りよう み こ もの 移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の</p> <p>かずとう かんあん りようしゃすう み こ せつてい 数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
<p>ちいきいこうしえん 地域移行支援</p>	<p>げん りよう もの かず しょうがいしゃとう に ーず 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、</p> <p>しせつにゆうしよしゃ ちいきせいかつ いこうしゃすう にゆういんちゆう 施設入所者の地域生活への移行者数、入院中</p>

	<p>せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ いこうご ちいき の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域</p> <p>いこうしえん りょう みこ もの かずとう かんあん 移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し</p> <p>りょうしやすう みこ せってい て、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>せってい あ にゆうしょまた にゆういんまえ きよじゅうち 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地</p> <p>ゆう しちょうそん たいしょうしやすう みこ せってい を有する市町村が対象者数の見込みを設定す</p> <p>る。</p>
<p>ちいきていちゃくしえん 地域定着支援</p>	<p>げん りょう もの かず たんしんせたい 現に利用している者の数、単身世帯である</p> <p>しょうがいしゃ かず どうきよ かぞく しえん う 障害者の数、同居している家族による支援を受け</p> <p>しょうがいしゃ かず しせつにゆうしよしや ちいきせいかつ られない障害者の数、施設入所者の地域生活へ</p> <p>いこうしやすう にゆういんちゅう せいしんしょうがいしゃ ちいき の移行者数、入院中の精神障害者のうち地域</p> <p>せいかつ いこうご ちいきていちゃくしえん りょう みこ 生活への移行後に地域定着支援の利用が見込ま</p> <p>れる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを</p> <p>せってい 設定する。</p>

ろく しょうがいじつうしよしえん しょうがいじにゆうしよしえん しょうがいじそうだんしえんとう
 六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

<p>じどうはったつしえん 児童発達支援</p>	<p>ちいき じどう かず すいいい げん りょう 地域における児童の数の推移、現に利用してい</p> <p>しょうがいじ かず しょうがいじとう にーず いりょうてきけあじ る障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児</p> <p>にーず ほいくしよ にんてい えん ようちえんとう のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での</p> <p>しょうがいじ うけいれじようきょう にゆうしよしせつ たいしよ あと 障害児の受入状況、入所施設から退所した後</p> <p>じどうはったつしえん りょう みこ しょうがいじ かず に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、</p> <p>へいきんてき ひとりあ りょうりょうとう かんあん りょう 平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用</p> <p>じどうすうおよ りょう みこ せってい 児童数及び量の見込みを設定する。</p>
<p>いりょうがたじどうはったつしえん じどうふくしほうだいろくじょう 医療型児童発達支援（児童福祉法第六条の</p>	<p>ちいき じどう かず すいいい げん りょう 地域における児童の数の推移、現に利用してい</p>

<p>に <small>に だいさんこう きてい</small> <small>いりょうがたじどうはったつ</small> 二の二第三項に規定する医療型児童発達 支援をいう。以下同じ。)</p>	<p><small>しょうがいじ かず しょうがいじどう に ー ず いりょうてきけ あ じ</small> る障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児 <small>に ー ず ほいくしよ にんてい えん ようちえんどう</small> のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での <small>しょうがいじ うけいれじょうきょう にゅうしよせつ たいしよ あと</small> 障害児の受入状況、入所施設から退所した後 <small>いりょうがたじどうはったつしえん りょう み こ</small> に医療型児童発達支援の利用が見込まれる <small>しょうがいじ かず へいきんてき ひとりあ りょうりょうどう かんあん</small> 障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案 して、<small>りょうじどうすうおよ りょう み こ せってい</small> 利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
<p><small>ほうかごとうで いさーびす</small> 放課後等デイサービス</p>	<p><small>ちいき じどう かず すいい げん りょう</small> 地域における児童の数の推移、現に利用してい <small>しょうがいじ かず しょうがいじどう に ー ず いりょうてきけ あ じ</small> る障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児 <small>に ー ず ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょうとう しょうがいじ</small> のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児 <small>うけいれじょうきょう にゅうしよせつ たいしよ あと</small> の受入状況、入所施設から退所した後に <small>ほうかごとうで いさーびす りょう み こ しょうがいじ</small> 放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児 <small>かず へいきんてき ひとりあ りょうりょうどう かんあん</small> の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、 <small>りょうじどうすうおよ りょう み こ せってい</small> 利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
<p><small>ほいくしやうほうもんしえん</small> 保育所等訪問支援</p>	<p><small>ちいき じどう かず すいい げん りょう</small> 地域における児童の数の推移、現に利用してい <small>しょうがいじ かず しょうがいじどう に ー ず いりょうてきけ あ じ</small> る障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児 <small>に ー ず ほいくしよ にんてい えん ようちえん しょうがく</small> のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学 <small>こう とくべつしえんがっこうとう しょうがいじ うけいれまた</small> 校、特別支援学校等での障害児の受入又は <small>りょうじょうきょう へいきんてき ひとりあ りょうりょうどう かんあん</small> 利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案 して、<small>りょうじどうすうおよ りょう み こ せってい</small> 利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
<p><small>きょたくほうもんがたじどうはったつしえん</small> 居宅訪問型児童発達支援</p>	<p><small>ちいき じどう かず すいい しょうがいじどう に ー</small> 地域における児童の数の推移、障害児等のニ <small>ー ず いりょうてきけ あ じ に ー ず へいきんてき ひとりあ</small> ズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり <small>りょうりょうどう かんあん りょうじどうすうおよ りょう み こ</small> 利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込</p>

	<p>せってい みを設定する。</p>
<p>ふくしがたしょうがいじにゆうしょしせつ 福祉型障害児入所施設</p> <p>いりょうがたしょうがいじにゆうしょしせつ 医療型障害児入所施設</p>	<p>ちいき じどう かず すい げん りょう 地域における児童の数の推移、現に利用してい</p> <p>しょうがいじ かず しょうがいじとう に ず いりょうてきけ あじ る障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児</p> <p>に ずとう かんあん りょうじどうすう み こ せつ のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設</p> <p>てい 定する。</p>
<p>しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援</p>	<p>ちいき じどうすう すい げん りょう 地域における児童数の推移、現に利用してい</p> <p>しょうがいじ かず しょうがいじとう に ず いりょうてきけ あじ る障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児</p> <p>に ずとう かんあん りょうじどうすう み こ せつ のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設</p> <p>てい 定する。</p>
<p>いりょうてきけ あじ たい かんれんぶんや しえん 医療的ケア児に対する関連分野の支援を</p> <p>ちょうせい こーでいねーたー はいちにんずう 調整するコーディネーターの配置人数</p>	<p>ちいき いりょうてきけ あじ に ずとう かんあん 地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案</p> <p>して、必要となる配置人数の見込みを設定する。</p>

なな はったつしょうがいしゃとう たい しえん
七 発達障害者等に対する支援

<p>はったつしょうがいしゃしえんちいききょうぎかい かいさい 発達障害者支援地域協議会の開催</p>	<p>ちいき しえんたいせい かだい はあくおよ たいおう 地域の支援体制の課題の把握及び対応につい</p> <p>けんとう おこな ひつよう かいさいかいすう み こ での検討を行うために必要な開催回数を見込み</p> <p>せってい を設定する。</p>
<p>はったつしょうがいしゃしえん せん た ー そうだんしえん 発達障害者支援センターによる相談支援</p>	<p>げんじょう そうだんけんすう はったつしょうがいしゃとう に ず 現状の相談件数、発達障害者等のニーズのう</p> <p>しちょうそんとう たいおう こんなん はったつしょうがいしゃし ち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支</p> <p>えん せん た ー そうだんしえん しん ひつよう ほんだん 援センターによる相談支援が真に必要と判断さ</p> <p>れぬ数を勘案して、相談件数の見込みを設定す る。</p>
<p>はったつしょうがいしゃしえん せん た ー およ はったつ 発達障害者支援センター及び発達</p> <p>しょうがいしゃちいきしえんまね じゃ ー かんけいきかん 障害者地域支援マネジャーの関係機関へ</p>	<p>げんじょう じょげんけんすう はったつしょうがいしゃとう に ず 現状の助言件数、発達障害者等のニーズのう</p> <p>しちょうそんとう たいおう こんなん はったつしょうがいしゃし ち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支</p>

<p>じょげん の助言</p>	<p>えんせんたー ほんたつしょうがいしゃちいきしえんまねじ 援センターあるいは発達障害者地域支援マネジ ャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数 の見込みを設定する。</p>
<p>はつたつしょうがいしゃしえんせんたーおよ ほんたつ 発達障害者支援センター及び発達 しょうがいしゃちいきしえんまねじャー がいぶきかん 障害者地域支援マネジャーの外部機関や ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつ 地域住民への研修、啓発</p>	<p>げんじょう けんしゅうおよ けいはつけんすう かんあん ここ ほん 現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発 達障害の特性に関する理解が図られるために必 要な研修、啓発件数の見込みを設定する。</p>

べつびょうだいに
別表第二

<p>じ こと 事 項</p>	<p>ない よう 内 容</p>
<p>いち しょうそんしょうがいふくしけいかくとう きほんてきりねん 一 市町村障害福祉計画等の基本的理念 とう 等</p>	<p>しょうそんしょうがいふくしけいかくとう かか ほうれい こんきょ しゅ 市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣 旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。</p>
<p>に ていきょうたいせい かくほ かか もくひょう 二 提供体制の確保に係る目標 いち しょうがいふくしきーびす そうだんしえんおよ (一) 障害福祉サービス、相談支援及び ちいきせいかつ 地域生活 に しょうがいじつうしよしえんおよ しょうがいじそうだんしえん (二) 障害児通所支援及び障害児相談支援 ていきょうたいせい かくほ かか もくひょう の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>しょうがいしゃ しせつにゆうしよしゃ ちいきせいかつ 障害者について、施設入所者の地域生活への いこう せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 移行、精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、 ふくししせつ りようしゃ いっぽんしゅうろう いこうとう すす 福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進め るため、この基本指針に即して、地域の実情に応じ て、平成三十二年度における成果目標を設定する こと。 しょうがいじしえん たいせいせいび すいしん き 障害児支援の体制整備を推進するため、この基 ほんししん そく ちいき じつじょう おう へいせいさんじゅう 本指針に則して、地域の実情に応じて、平成三十 にねんど せいかもくひょう せつてい 二年度における成果目標を設定すること。</p>
<p>さん しえん しゅるい ひつよう りょう みこ 三 支援の種類ごとの必要な量の見込み</p>	

およ みこみりょう かくほ ほうさく
及びその見込量の確保のための方策

いち かくねんど していしょうがいふくし
(一) 各年度における指定障害福祉

さーびすとう しゅるい ひつよう りょう みこ
サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

およ みこみりょう かくほ ほうさく
及びその見込量の確保のための方策

べつびょうだいいち さんこう へいせいさんじゅうにねんど
① 別表第一を参考として、⑤の平成三十二年度

まつ ちょうきにゅういんかんじゃ ちいきせいかつ いこう ともな
末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う

ちいき せいしんほけんいりょうふくしたいせい きぼんせいびりょう
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

りょうしゃすう かんあん ちいき じつじょう
(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を

ふ まえて、平成三十二年度までの各年度にお

ける市町村ごとの指定障害福祉サービス等の

しゅるい じつし かん かんが かつたおよ ひつよう りょう
種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量

みこ さだ
の見込みを定めること。

していしょうがいふくし さーびすとう しゅるい ひつよう
② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要

みこみりょう かくほ ほうさく さだ
な見込量の確保のための方策を定めること。

かくちいき こべつ じょうきょう おう ちいきせいかつしえん
③ 各地域の個別の状況に応じた地域生活支援

きょてんとう せいび ほうさく さだ
拠点等の整備の方策を定めること。

けんいきたんい ひょうじゆん していしょうがいふくし さーび
④ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービ

す みとお およ けいかくてき きぼんせいび ほうさく さだ
スの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定

めること。

とうがいしちょうそん ぞく とどうふけん べつびょうだいよん
⑤ 当該市町村が属する都道府県が別表第四の

さん こう かつ しき さんてい とうがいとどう
三の項に掲げる式により算定した、当該都道

ふけん くいき ちほうじちほうだいごじょうだいいつこう くいき
府県の区域(地方自治法第五条第一項の区域

をいう。以下この⑤及び別表第四において同

じ。)における平成三十二年度末の長期入院患

しゃ ちいきせいかつ いこう ともな ちいき せいしんほけん
者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健

いりょうふくしたいせい きぼんせいびりょう りょうしゃすう かん
医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘

<p>に <small>かくねんど</small> <small>していつうしよしえんとう</small> (二) 各年度における指定通所支援等の</p> <p><small>しゅるい</small> <small>ひつよう</small> <small>りよう</small> <small>みこ</small> <small>およ</small> 種類ごとの必要な量の見込み及びその</p> <p><small>みこみりよう</small> <small>かくほ</small> <small>ほうさく</small> 見込量の確保のための方策</p>	<p><small>あん</small> <small>とうがいしちようそん</small> <small>くいき</small> <small>へいせいさんじゅう</small> 案して、当該市町村の区域における平成三十</p> <p><small>に</small> <small>ねんどまつ</small> <small>ちようきにゆういんかんじゃ</small> <small>ちいきせいかつ</small> <small>いこう</small> 二年度末の長期入院患者の地域生活への移行</p> <p><small>ともな</small> <small>ちいき</small> <small>せいしんほけんいりょうふくしたいせい</small> <small>きぼんせい</small> に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整</p> <p><small>びりよう</small> <small>りようしゃすう</small> <small>さだ</small> 備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① <small>べつびょうだいいち</small> <small>さんこう</small> <small>へいせいさんじゅうにねんど</small> 別表第一を参考として、平成三十二年度まで</p> <p><small>かくねんど</small> <small>しちようそん</small> <small>していつうしよしえんとう</small> の各年度における市町村ごとの指定通所支援等</p> <p><small>しゅるい</small> <small>じっし</small> <small>かん</small> <small>かんが</small> <small>かたおよ</small> <small>ひつよう</small> の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な</p> <p><small>りよう</small> <small>みこ</small> <small>さだ</small> 量の見込みを定めること。</p> <p>② <small>していつうしよしえんとう</small> <small>しゅるい</small> <small>ひつよう</small> <small>みこみりよう</small> 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の</p> <p><small>かくほ</small> <small>ほうさく</small> <small>さだ</small> 確保のための方策を定めること。</p> <p>③ <small>けんいきたんい</small> <small>ひようじゅん</small> <small>していつうしよしえん</small> <small>みとお</small> 圏域単位を標準とした指定通所支援の見通</p> <p><small>およ</small> <small>けいかくてき</small> <small>きぼんせいび</small> <small>ほうさく</small> <small>さだ</small> し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p>
<p><small>よん</small> <small>しちようそん</small> <small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small> <small>しゅるい</small> 四 市町村の地域生活支援事業の種類ごと</p> <p><small>じっし</small> <small>かん</small> <small>じこう</small> の実施に関する事項</p>	<p><small>しちようそん</small> <small>じっし</small> <small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small> <small>だい</small> 市町村が実施する地域生活支援事業について、第</p> <p><small>に</small> <small>さだ</small> <small>せいかもくひよう</small> <small>たっせい</small> <small>し</small> <small>ちいき</small> 二に定める成果目標の達成に資するよう地域の</p> <p><small>じつじょう</small> <small>おう</small> <small>つぎ</small> <small>じこう</small> <small>さだ</small> 実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① <small>じっし</small> <small>じぎょう</small> <small>ないよう</small> 実施する事業の内容</p> <p>② <small>かくねんど</small> <small>じぎょう</small> <small>しゅるい</small> <small>じっし</small> <small>かん</small> 各年度における事業の種類ごとの実施に関</p> <p><small>かんが</small> <small>かたおよ</small> <small>りよう</small> <small>みこ</small> する考え方及び量の見込み</p> <p>③ <small>かくねんど</small> <small>みこみりよう</small> <small>かくほ</small> <small>ほうさく</small> 各年度の見込量の確保のための方策</p> <p>④ <small>た</small> <small>じっし</small> <small>ひつよう</small> <small>じこう</small> その他実施に必要な事項</p>
<p><small>ご</small> <small>かんけいきかん</small> <small>れんけい</small> <small>かん</small> <small>じこう</small> 五 関係機関との連携に関する事項</p> <p><small>いち</small> <small>していしょうがいふくしき</small> <small>ーび</small> <small>すとうおよ</small> <small>ちいき</small> (一) 指定障害福祉サービス等及び地域</p>	<p><small>しちようそん</small> <small>しょうがいほけんふくしぶきょく</small> <small>いりょうきかん</small> 市町村の障害保健福祉部局と医療機関、</p>

<p>せいかつしえんじぎょう ていきょうたいせい かくほ かか 生活支援事業の提供体制の確保に係る</p> <p>いりょうきかん きょういくきかん こうきょうしよくぎょうあんていしよ 医療機関、教育機関、公共職業安定所</p> <p>た しよくぎょうり はびりてーしょん そち その他の職業リハビリテーションの措置</p> <p>じっし きかん た かんけいきかん れんけい を実施する機関その他の関係機関との連携</p> <p>かん じこう に関する事項</p> <p>に していつうしよしえんとう ていきょうたいせい かくほ (二) 指定通所支援等の提供体制の確保</p> <p>かか いりょうきかん きょういくきかん た かんけい に係る医療機関、教育機関その他の関係</p> <p>きかん れんけい かん じこう 機関との連携に関する事項</p>	<p>きょういくきかんとくかんけいきかん れんけいほうほうとう さだ 教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>と。</p> <p>しちょうそん しょうがいほけんふくしぶきょく いりょうきかん きょういくき 市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機</p> <p>かんとくかんけいきかん れんけいほうほうとう さだ 関等関係機関との連携方法等を定めること。</p>
<p>ろく しちょうそんしょうがいふくしけいかくとう きかん 六 市町村障害福祉計画等の期間</p>	<p>しちょうそんしょうがいふくしけいかくとう きかん さだ 市町村障害福祉計画等の期間を定めること。</p>
<p>なな しちょうそんしょうがいふくしけいかくとう たっせいじょうきょう 七 市町村障害福祉計画等の達成状況</p> <p>てんけんおよ ひょうか の点検及び評価</p>	<p>かくねんど しちょうそんしょうがいふくしけいかくとう たっせい 各年度における市町村障害福祉計画等の達成</p> <p>じょうきょう てんけんおよ ひょうか ほうほうとう さだ 状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>

べつびょうだいさん
別表第三

事 項	内 容
<p>いち とどうふけんしょうがいふくしけいかくとう きほんてき 一 都道府県障害福祉計画等の基本的な</p> <p>りねんとう 理念等</p>	<p>とどうふけんしょうがいふくしけいかくとう かか ほうれい こんきよ しゅ 都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣</p> <p>し きほんてきりねん もくてきおよ とくしよくとう さだ 旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。</p>
<p>に くいき せってい 二 区域の設定</p>	<p>していしょうがいふくしき ーびすとうまた していつうしよしえんとう 指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等</p> <p>しゅるい りょう みこ さだ たんい く の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区</p> <p>いき さだ ばあい しゅし ないようとう さだ 域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。</p>
<p>さん ていきょうたいせい かくほ かか もくひょう 三 提供体制の確保に係る目標</p> <p>いち しょうがいふくしき ーびす そうだんしえんおよ (一) 障害福祉サービス、相談支援及び</p> <p>ちいきせいかつしえんじぎょう ていきょうたいせい かくほ かか 地域生活支援事業の提供体制の確保に係る</p>	<p>しょうがいしゃ しせつにゆうしよしや ちいきせいかつ 障害者について、施設入所者の地域生活への</p> <p>いこう せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 移行、精神障害にも対応した地域包括</p>

<p>もくひょう 目標</p> <p>に しょうがいじつうしよしえんとう ていきょうたいせい (二) 障害児通所支援等の提供体制の</p> <p>かくほ かか もくひょう 確保に係る目標</p>	<p>け あ し す て む こうちく ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、</p> <p>ふくししせつ りようしゃ いっぱんしゅうろう いこうとう すず 福祉施設の利用者の一般就 労 への移行等を進める</p> <p>ため、この基本指針に即して、地域の実情に応じ</p> <p>て、平成三十二年度における成果目 標 を設定する</p> <p>こと。</p> <p>とく ふくししせつ りようしゃ いっぱんしゅうろう いこうとう 特に福祉施設の利用者の一般就 労 への移行等</p> <p>すうちもくひょう たっせい ろうどうたんとうぶきよく の数値目 標 を達成するため、労働担当部局、</p> <p>きょういくいいんかいとう きょういくたんとうぶきよく とどうふけん 教育委員会等の教育担当部局、都道府県</p> <p>ろうどうきょくとう かんけいきかん れんけい つぎ かか じこう 労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項</p> <p>について障 害者雇用の推進に関する活動指標を</p> <p>せってい じつげん む とりくみ さだ 設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>しゅうろういこうしえんじぎょうおよ しゅうろうけいぞくしえんじぎょう ① 就 労 移行支援事業及び就 労 継続支援事業の</p> <p>りようしゃ いっぱんしゅうろう いこう 利用者の一般就 労 への移行</p> <p>しょうがいしゃ たい しょくぎょうくんれん じゅこう ② 障害者に対する職 業 訓練の受講</p> <p>ふくししせつ こうきょうしょくぎょうあんていしよ ゆうどう ③ 福祉施設から公 共 職 業 安定所への誘導</p> <p>ふくししせつ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん ④ 福祉施設から障 害者 就 業 ・生活支援</p> <p>せんたー ゆうどう センターへの誘導</p> <p>こうきょうしょくぎょうあんていしよ ふくししせつりようしゃ ⑤ 公 共 職 業 安定所における福祉施設利用者の</p> <p>しえん 支援</p> <p>しょうがいじしえん たいせいせいび すず きほん 障害児支援の体制整備を進めるため、この基本</p> <p>ししん そく ちいき じつじょう おう へいせいさんじゅうに 指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二</p> <p>ねんどう せいかもくひょう せってい 年度における成果目 標 を設定すること。</p>
<p>よん しえん しゅるい ひつよう りよう み こ およ 四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及</p>	

みこみりょう かくほ ほうさく
びその見込量の確保のための方策

いち かくねんど していしょうがいふくし
(一) 各年度における指定障害福祉

さーびすとう しゅるい ひつよう りょう みこ
サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

およ みこみりょう かくほ ほうさく
及びその見込量の確保のための方策

に かくねんど していつうしよしえんとう
(二) 各年度における指定通所支援等の

しゅるい ひつよう りょう みこ およ
種類ごとの必要な量の見込み及びその

みこみりょう かくほ ほうさく
見込量の確保のための方策

① しょうそんしょうがいふくしけいかく きそ へい
市町村障害福祉計画を基礎として、④の平

せいさんじゅうにねんどまつ ちょうきにゅういんかんじゃ ちいきせいかつ
成三十二年度末の長期入院患者の地域生活

いこう ともな ちいき せいしんほけんいりょうふくしたいせい
への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制

きばんせいびりょう りょうしゃすう かんあん ちいき
の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域

じつじょう ふ へいせいさんじゅうにねんど
の実情を踏まえて、平成三十二年度までの

かくねんど していしょうがいふくし さーびすとう
各年度における指定障害福祉サービス等の

しゅるい じつし かん かんが かつおよ ひつよう
種類ごとの実施に関する考え方及び必要な

りょう みこ くいきおよ とどうふけんぜんいき
量の見込みについて、区域及び都道府県全域

で定めること。

② していしょうがいふくし さーびすとう しゅるい ひつ
指定障害福祉サービス等の種類ごとの必

よう みこみりょう かくほ ほうさく さだ
要な見込量の確保のための方策を定めること。

③ しょうそんしょうがいふくしけいかく きそ ちいきせい
市町村障害福祉計画を基礎として、地域生

かつしえんきよてんとう せいび ほうさく けんいきおよ
活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び

とどうふけんぜんいき さだ
都道府県全域で定めること。

④ べつひょうだいよん さん こう かつ しき さんてい
別表第四の三の項に掲げる式により算定し

へいせいさんじゅうにねんどまつ ちょうきにゅういんかんじゃ ちいき
た、平成三十二年度末の長期入院患者の地域

いこう ともな ちいき せいしんほけんいりょうふくしたいせい
移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の

きばんせいびりょう りょうしゃすう さだ
基盤整備量(利用者数)を定めること。

① しょうそんしょうがいふくしけいかく きそ へいせいさん
市町村障害児福祉計画を基礎として、平成三

じゅうにねんど かくねんど していつうしよしえんとう
十二年度までの各年度における指定通所支援等

しゅるい じつし かん かんが かつおよ ひつよう
の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な

りょう みこ くいきおよ とどうふけんぜん
量の見込みについて、区域及び都道府県全

	<p>いき さだ 域で定めること。</p> <p>② していつうしよしえんとう しゅるい ひつよう みこみりよう 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量 かくほ ほうさく さだ の確保のための方策を定めること。</p>
<p>ご けんいきたんい ひょうじゅん していしやうがいふくし 五 圏域単位を標準とした指定障害福祉 サービス及び指定通所支援の見通し及び けいかくてき きばんせいび ほうさく 計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① しょうがいふくしサービス すおよ しょうがいじつうしよしえん 障害福祉サービス及び障害児通所支援の りようじょうきやう きやうきやうたいせい こくみんけんこう 利用状況や供給体制について、国民健康 ほけんだんたいれんごうかい いたく じりつしえんきやうふ 保険団体連合会へ委託する自立支援給付の しはらい かん で た ぶんせきとう てきかく 支払に関するデータの分析等により的確に はあく 把握すること。</p> <p>② しょうがいしやとう に ー ず ふ ひつよう す 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、 ほうもんけいサービス す にちちゆうかつどう きよてんおよ 訪問系サービス、日中活動の拠点及び しょうがいじしえん ていきやうたいせい てきせつ せいび 障害児支援の提供体制が適切に整備されて いるかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、しょうがいしやとう しえん ひつよう ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要 していしやうがいふくしサービス すおよ しょうがいじ となる指定障害福祉サービス及び障害児 つうしよしえん しゅるいおよ りよう みとお さくせい 通所支援の種類及び量の見通しを作成する こと。くわ とうがいみとお たっせい あら 加えて、当該見通しを達成するために新 たに必要となる指定障害福祉サービス及び しょうがいじつうしよしえん じっし じぎやうしよすう みこ 障害児通所支援を実施する事業所数を見込む とともに、ねんじ じぎやうしよ せいびけいかく 年次ごとの事業所の整備計画を さくせい 作成すること。</p>
<p>ろく かくねんど していしやうがいしやしえんしせつおよ してい 六 各年度の指定障害者支援施設及び指定 しょうがいじにゆうしよしせつとう ひつようにゆうしよていじんそうすう 障害児入所施設等の必要入所定員総数</p>	<p>へいせいさんじゅうにねんど かくねんど してい 平成三十二年度までの各年度における指定 しょうがいしやしえんしせつおよ していしやうがいじにゆうしよしせつとう 障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の</p>

	<p>ひつやうにゆうしよていいんそうすう さだ 必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>なな とどうふけん ちいきせいかつしえんじぎやう しゆるい 七 都道府県の地域生活支援事業の種類ご との実施に関する事項</p>	<p>とどうふけん じっし ちいきせいかつしえんじぎやう 都道府県が実施する地域生活支援事業について、 第二に定める成果目標の達成に資するよう地 域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関 する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>はち していしやうがいふくしき ー び すとうしえん じゆうじ 八 指定障害福祉サービス等支援に従事 する者の確保又は資質の向上のために講ず る措置</p>	<p>していしやうがいふくしき ー び すとうしえん じゆうじ ものおよ 指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び 相談支援専門員等の確保又は資質の向上のため に実施する措置に関する事項を定めること。</p>
<p>きゆう かんけいきかん れんけい かん じこう 九 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス 又は指定地域相談支援及び地域生活支援 事業の提供体制の確保に係る医療機関、 教育機関、公共職業安定所その他の 職業リハビリテーションの措置を実施する 機関その他の関係機関との連携に関する 事項</p> <p>(二) 区域ごとの指定通所支援の提供 体制の確保に係る医療機関、教育機関その 他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>とどうふけん しょうがいほけんふくしぶぎよく いらりょうきかん 都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、 教育機関等関係機関との連携方法を定めるこ と。</p> <p>とどうふけん しょうがいほけんふくしぶぎよく いらりょうきかん 都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、 教育機関等関係機関との連携方法を定めるこ と。</p>

た かんけいきかん れんけい かん じこう 他の関係機関との連携に関する事項	
じゅう とうどうふけんしょうがいふくしけいかくとう きかん 十 都道府県障害福祉計画等の期間	とうどうふけんしょうがいふくしけいかくとう きかん さだ 都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
じゅういち とうどうふけんしょうがいふくしけいかくとう たっせい 十一 都道府県障害福祉計画等の達成	かくなんど とうどうふけんしょうがいふくしけいかくとう たっ 各年度における都道府県障害福祉計画等の達
じょうきょう てんけんおよ ひょうか 状況の点検及び評価	せいじょうきょう てんけんおよ ひょうか ほうほうとう さだ 成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

べつびょうだいよん
別表第四

こう 項	しき 式
いち 一	しぐまえー びー あるふあ べーた しぐまえー びー がんま $\sum A_1 B_1 \times \alpha \times \beta + \sum A_2 B_1 \times \gamma$
に 二	しぐましー びー あるふあ べーた しぐましー びー がんま $\sum C_1 B_2 \times \alpha \times \beta + \sum C_2 B_2 \times \gamma$
さん 三	しぐまえー びー あるふあ べーた しぐまえー びー $\sum A_3 B_3 \times (1 - \alpha \times \beta) + \sum A_4 B_3 \times$ $(1 - \gamma)$
びこう 備考	<p>この表における式において、A_1、A_2、A_3、A_4、B_1、B_2、B_3、C_1、C_2、α、β、γ は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A_1 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>A_2 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>A_3 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢</p>

かいきゅうべつ にゅういんじゅりょうりつ
階級別の入院受療率

えー A₄ せいしんびょうしょう にゅういんきかん いちねんいじょう にゅういんかんじゃ どうがいとどうふけん くいき
精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域

じゅうしょ ゆう もの にんちしょう もの かぎ かか へいせいにじゅうろくねん せいべつおよ ねんれい
に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢

かいきゅうべつ にゅういんじゅりょうりつ
階級別の入院受療率

びー B₁ どうがいとどうふけん くいき へいせいさんじゅうにねん ろくじゅうごさいいじょう せいべつおよ ねんれいかいきゅう
当該都道府県の区域における、平成三十二年における六十五歳以上の性別及び年齢階級

べつ すいけいじんこう
別の推計人口

びー B₂ どうがいとどうふけん くいき へいせいさんじゅうにねん ろくじゅうごさいいじょう せいべつおよ ねんれいかいきゅう
当該都道府県の区域における、平成三十二年における六十五歳以上の性別及び年齢階級

べつ すいけいじんこう
別の推計人口

びー B₃ どうがいとどうふけん くいき へいせいさんじゅうにねん せいべつおよ ねんれいかいきゅうべつ すいけいじんこう
当該都道府県の区域における、平成三十二年における性別及び年齢階級別の推計人口

しー C₁ せいしんびょうしょう にゅういんきかん いちねんいじょう ろくじゅうごさいみまん にゅういんかんじゃ どうがい
精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該

とどうふけん くいき じゅうしょ ゆう もの にんちしょう もの のぞ かか へいせいにじゅうろくねん
都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年におけ

る性別及び年齢階級別の入院受療率

しー C₂ せいしんびょうしょう にゅういんきかん いちねんいじょう ろくじゅうごさいみまん にゅういんかんじゃ どうがい
精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該

とどうふけん くいき じゅうしょ ゆう もの にんちしょう もの かぎ かか へいせいにじゅうろくねん
都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年におけ

る性別及び年齢階級別の入院受療率

あるふあ α せいしんびょうしょう にゅういんきかん いちねんいじょう にゅういんかんじゃ けいぞくてき にゅういん
精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院

ちりょう ひつよう もの わりあい げんそく ぜろ はちぜろ ぜろ はちご あいだ とどうふけん
治療を必要とする者の割合として、原則として〇・八〇から〇・八五までの間で都道府県

ちじ さだ あたい
知事が定める値

べーた β ねん あ ちりょうていこうせいとうごうしつちょうしょうちりょうやく ふきゅうとう こうか かんあん ちいきせいしん
一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神

ほけんいりょうたいせい こうどか えいきょうち げんそく ぜろ きゅうご ぜろ きゅうろく あいだ
保健医療体制の高度化による影響値として、原則として〇・九五から〇・九六までの間で

とどうふけん ちじ さだ あたい さんじょう あたい ちょうせいけいすうぜろ きゅうご じよ かず
都道府県知事が定める値を三乗した値を、調整係数〇・九五で除した数

がんま γ いちねん あ にんちしょうせさく じつせき かんあん ちいきせいしんほけんいりょうたいせい こうどか
一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化に

えいきょうち げんそく ぜろ きゅうなな ぜろ きゅうはち あいだ とどうふけん ちじ さだ
よる影響値として、原則として〇・九七から〇・九八までの間で都道府県知事が定める

あたい さんじょう あたい
値を三乗した値